

令和7年第1回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和7年3月19日午後1時00分、第1回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳  | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸  | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦  | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 |        |        |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

- |         |       |            |        |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長      | 土屋 浩  | 副町長        | 久保田美智雄 |
| 教育長     | 大須賀宏明 |            |        |
| 総務課長    | 村松 一  | 企画ダム対策課長   | 今泉伸康   |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長       | 松井良之   |
| 産業課長    | 遠山雅浩  | 保健福祉センター所長 | 依田佳久   |
| 建設課長    | 村松浩文  | 町民課長       | 小川泰徳   |
| 財政課長    | 関谷 恭  | 教育課長       | 加藤直美   |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

1 村松一徳議員

- (1) 積雪時の道路除雪対策について
- (2) 伝統芸能（津具花祭等）の継承と支援について

2 原田純子議員

- (1) 設楽町と設楽ダム本体JV工事事務所による「災害時等における協力体制に関する協定書」について
- (2) 農業の行方

3 田中邦利議員

- (1) 北設広域情報の民間移行とテレビ利用料について

4 原田直幸議員

- (1) 山村都市交流拠点施設整備について
- (2) 設楽町観光協会の活動状況等について

5 金田敏行議員

- (1) 照明機器のLED化に備えて

## 会 議 録

開議 午後 1 時 00 分

議長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は、10 名全員です。定足数に達していますので、令和 7 年第 1 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会します。

本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田 おはようございます。令和 6 年第 3 回議会運営委員会の委員長報告を行います。

令和 7 年第 1 回定例会第 2 日の運営について、3 月 10 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1 「諸般の報告」は議長から報告があります。

日程第 2 「一般質問」は、本日 5 名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含め 50 分以内です。なお、確認のために申し上げますが、質問は、一括方式か、一問一答方式かを宣言の上、質問してください。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

---

議長 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

議長として、定期監査について、報告します。監査委員より地方自治法第 199 条の 9 項の規定により定期監査の結果について報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

---

議長 日程第 2 「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて 50 分以内とします。

はじめに、1 番村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1 番村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、一括方式で質問させていただきます。今回は、午後開催のトップバッターですので、こういう天候でもありますが、スムーズな進行に私自身努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

「積雪時の道路除雪対策について」と「伝統芸能(津具花祭等)の継承と支援について」の 2 点について質問します。

1 点目は、「積雪時の道路除雪対策について」です。

令和 7 年 2 月は、寒波到来により、ここ数年ではなかった豪雪災害が、日本海側の雪国や普段はそれほど積雪の少ない地方でも豪雪災害に見舞われています。ここ設楽町、津具・名倉地区も 20 センチから 30 センチを超える積雪に見舞われ、1 週間程度は自宅前や生活道路の除雪作業に多くの方が苦勞されました。高齢化により除雪作業が困難な地区も出ていました。数年に一度といわれる気象状況の変化に我々住民がついていけない状況です。

そこで、今回の設楽町における積雪時の道路除雪作業の現状と今後の解決策について町のお考えをお聞きします。

1つ目。国道257号線、川向名倉地内。県道4路線、設楽根羽線、坂宇場津具設楽線、東栄稲武線、津具大嵐停車場線。広域農道奥三河線、津具名倉線。茶臼山高原道路やそれに接続する県道、町道、林道の除雪作業の進行状況や住民からの要望や苦情などの現状について教えていただきたいと思います。

2点目。守備範囲が広大であることや、かねてより重機不足、人員不足による除雪作業の遅れを解消するためにどのような手立てを講じていますか。

3点目。国道、県道、町道の優先順位で除雪していますが、津具地区や名倉地区の生活道路の除雪は、地区住民やボランティア中心で行わないといけません。それについての具体的な対策を講じていますかという。

4点目。公共の道路——住民の生活道路というふうに定義しておりますが、の融雪剤散布の体制や費用の補助等の現状を教えていただきたいと思います。

町として豪雪に関する対応がまだまだ不十分だと認識していますので、今後経済活動の低下を招いていくことのないよう、これからも自然災害時——豪雨時、土砂災害時、地震時の設楽町防災ガイドブックマニュアルと同じように、雪害や除雪に対する町の対応を求めたいと思います。

2点目です。「伝統芸能（津具花祭等）の継承と支援について」です。

設楽町をはじめ奥三河地域には、伝統的な民俗芸能、県の無形民俗文化財——設楽町には11か所あると聞いておりますが、に指定されている祭りが数多く存在します。

広報したらの新規のバインダーの表紙に、このようなことが書いてありました。

「とましーなの一言メモ」として、以下のとおり2つの祭りが紹介されています。

津具花祭りは、無病息災、五穀豊穰、村の繁栄や心身の再生を願う、別名「悪態祭」、津具の方言だと「あくてい祭り」とも言われ、この日の観客も舞手に悪態をつくことが許される、そういう祭りです。

一方、田峯田楽は、こういうふう書いてありました。「1年の農作業を模擬的に演じ、豊作を予祝する夜田楽が珍しく、芸能史の中でも貴重な伝統芸能と言われています」。

このように、室町時代に起源をもつ伝統芸能が、これまで700年以上も引き継がれてきましたが、近年は継承にあたっての数々の諸課題が山積しています。

具体的には、地域に関係する世帯数の減少による寄付金の大幅な減収、過去の風習を変え簡素な祭り、なんとか開催時間の変更や演目の縮小をせざるを得ない、そういう状況への移行。施設の老朽化による安全性が担保できない点、さらに指導者不在による開催の断念。今年、津具の花祭りは残念ながら開催できませんでした。さらにいろんなことを考えていますが、クラウドファンディング等の方法を模索しているのですが、なかなか困難さがあり、実現が難しいです。

このように、設楽町の地域固有の伝統文化や芸能の魅力を発信し、継続困難な状況下あっても次世代への継承につながる若手の担い手確保や支援の在り方についての見直しが必要だと痛感しています。ぜひ、町としての伝統芸能の継承と支援についての取組をお聞かせ願いたいと思い、以下の質問をします。

1点目。町からの支援金補助、観光協会とか文化協会を含みますが、ここからは1万円から数万円という補助になっています。予算書では全体で25万円程度

だと書いてありますが、それで十分と考えていますか。伝統芸能についての支援の現状はどうなっているかということをお教えください。

以前に、様々な祭りの補助ということで、国、文化庁の文化芸術振興費補助金を活用して、祭りで使用する古くなった衣装とか用具などを新調したという場合は、その制度を使っていました。その実績をお教えいただきたいと思います。

3つ目。過去の一般質問の回答に、伝統芸能についてこのようなことが記述がありました。「行事そのものが神社の活動。宗教法人に対する憲法の公金支出の一定の制限があり、増額は慎重に、またそういう法律の制約などがある」——これは、平成23年度9月議会に副町長さんが答弁していると、や、「伝統行事など行政が簡単に口を挟むべきではない」、平成24年3月議会、ある課長さんだと思いますが。ちょっとこれはその部分を切り取っているのではっきりしませんが、そういう答弁をしている。

しかし、一方では、町広報誌に写真入りで祭りが紹介されています。交流人口や関係人口を増やそうとする働きかけで、観光資源として有効活用しようと試みています。このような観点から考慮すれば、従前の見解の見直しを図るべきではないでしょうかということ。これらの詳しい説明を求めたいと思います。

4点目。どの地区でも若手の担い手確保が難しくなっています。町民全体に伝統芸能を披露する機会を意図的に開催する方法は考えていませんか。東栄町では、花祭フェスティバルと称して、毎年2地区を順番に回して披露している。広報活動の一環として開催している。そのための補助金の支援もしているということをお私もお知っていますが、その辺りどうかなということ。

5点目。伝統芸能の継承がかなわず消滅していくことになれば、町としての魅力や観光資源が失われるおそれがあるのではないかと。そうすると、ますます過疎高齢化が進行していくことが考えられます。今のうちに持続可能な社会のためにも、町と地域が連携を密にすべきと考えます。地区住民やボランティア任せにせず、様々な視点からの継続的な支援策を提示していただきたいと思います。

町長はよく、町のキャッチフレーズには、「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」。そうやってキャッチフレーズありますので、そのことも考えていってほしいなと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

建設課長 私からは、「積雪時の道路除雪対策について」、御説明させていただきます。

まず、1点目。除雪作業の進行状況について説明させていただきます。

除雪作業は、町内の主要な道路を中心に町内建設業者に分担して実施しております。

町内建設業者は、国道や県道の主要道路を優先に行い、次いで町道を除雪しております。町としては、先行して町道を優先したいところですが、主交通である国道、県道の雪氷対策を解消できない限り、町道が先に除雪しても、結果、全体交通の障害を解消できないと考えております。また、林道は森林施業の目的で造られた道路ですので、住居の無い路線は緊急性が低いことから除雪の対象としておりません。

2番目の、住民からの要望や苦情の状況について説明させていただきます。

本年度は近年にない雪に見舞われることとなりました。住民の方からは、高齢者を中心に除雪の要望を受けております。先ほどの説明のように、国道、県道か

ら除雪を行うこと、また、除雪を必要とされる方からは直接連絡をいただき、順に実施いたしております。除雪が行き渡るまでには相当の時間を要することとなり、関係住民の皆様には御迷惑をおかけたしまして申し訳ありません。

町としては、除雪と雪氷対策に、建設業者を地区路線別に分担してその対策を行っております。例年でしたら十分に対応できているのですが、今年は雪が多く、事前に準備をして対応にあたりましたが、それでも降雪量が多く今回の結果となりました。

2番目の、重機、人員不足による作業の遅れの解消についてです。

人員不足につきましては、これに関わらず、多くの業種で発生しており、社会全体の問題と認識しております。同じく、重機オペレーターも不足しており、人員確保や作業時間の確保にも苦慮しております。有効な対策が見当たらないのが現状でございます。少しでも早期対応をするために、今回は事前に融雪剤の予防散布を行いました。これにより、降雪初期からの積雪量の減少効果を図っております。

3番目のボランティアでの実施についてです。

道路や歩道の雪氷対策については、本来、道路管理者で実施するものですが、各地区でボランティアの方々に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。特に歩道においては建設機械での除雪は難しく、以前では連担であった住居も空き家が多くなり、地区の皆さんによる人力での作業も大変な思いをされていることと承知しております。今後、更に人手は減少し、善意の作業も難しくなることは避けられません。先ほどの人員不足に同じく、その対策に結果を結びつけるのは非常に難しいと思っております。

質問にあります、融雪剤の散布と補助については、町道への散布に限り融雪剤の配布を行っております。また、名倉、津具地区には歩行型の除雪機の貸出しがあります。年間にならすと少ない降雪回数などで、使用方法や運転機会が少ないことで利用が限られております。

それから、最後、散布体制と費用の助成についてです。

散布の体制については、先ほどの説明のとおり、除雪と雪氷対策は、毎年、建設業者による地区路線別分担としております。温暖化から過去の積雪よりも積雪の量や回数が減少しておりますが、今後もそれ以上の降雪が発生することもまれに考えられます。体制に不十分とのお話は非常に残念ですが、限りある人員、施工体制、予算の中、今後も建設業者の皆さんと地区路線分担によりできる限りの調整を図り実施していきたいと考えております。

費用の助成につきましては、先ほどの、町道への散布に限り融雪剤の配布が助成に当たりますが、厳しい財政状況の中、金銭的な助成は考えておりません。

以上でございます。

教育課長 それでは、2問目の「伝統芸能の継承と支援について」ということでお答えいたします。

1番目の、町からの支援の補助金の関係ですが、町からの文化財保護団体へ補助金は、国指定が5万円、県指定が3万円、町指定が1万円となっております。対象となっている団体は、国指定が2団体、県指定が4団体、町指定が2団体です。この補助金は各団体の祭祀に必要な経費に役立っていると考えております。

2番目の、補助金の活用に関してですが。

最近では、令和5年度に三都橋参候祭の衣装新調に47万6,000円、令和4年度に田峯田楽の装束の新調に267万8,000円の国庫補助金を受けております。

3つ目の質問ですが。

それぞれの伝統芸能は、いままで地域の方々が努力されて引き継いできた大切なものです。設楽町を知っていただくための資源となり得ることは言うまでもありません。しかし、その伝統芸能の在り方というものは、以前も答弁していますように、保存会や地域の方々がどのように行っていていただくかが大切で、行政は口を挟むことができないと考えております。

4つ目の質問です。

伝統芸能を披露する機会を意図的につくってはどうかという御意見ですが、20年前とかの愛知万博のときに伝統芸能の披露をしていただいたことがあります。新たにこのようなイベントをつくったときに、保存会の皆さんに出演を依頼していますと、毎年の大祭以外に衣装や道具を積み込んで移動し、いつもと違う場所で披露しようとするのはとても大変なことになっているのではないかと考えられます。このような状況を考えますと、保存会の方との調整がかなり必要となってくると思います。

5つ目の質問です。伝統芸能の継承が重要なことは承知しております。最近では、黒倉田楽保存会の解散がありました。地域の方々も苦渋の決断だったと思います。それぞれの保存会でも、祭りの役が家で決まっている場合があるのですが、家を継いでいる方がおらず、家で考えることをやめて、できる方がその役をやるなど努力をされています。お祭りの時期だけ帰ってきて参加するということもあります。一番は、伝統芸能を残していこうという地域の力が大切で、行政としては情報発信、団体補助金等で協力していきたいと思っております。

以上です。

1 村松(一) それぞれ答弁ありがとうございます。承知している部分もあるし、まだまだ何とかしたいなというところもあるんですけども、現実難しい状況だということも承知しております。

一つ、除雪対策の方ですけども。

私、町としても、自分としても何か良いアイデアがないものかといういろいろ考えていますけど、先ほど、1つあったんですけど、津具、名倉地区に行政区に貸し出すものがあると、除雪機で。それって皆さんが使えるのかなっていうところ、気軽に使えるのかなっていうところが肝心で、今日みたいなべたべたした雪の日だと、雪を飛ばす除雪機、そういうものはちょっと向かないんですよ。だからかえって雪を押し、押していくタイプ、押すタイプの除雪機を常設して、これはお年寄りとか女性の方でも、そういうのを問わずできるような機械を導入して、それを何とか貸し出すようなこともできたらいいかなということも、以前考えたことはありますけども、その辺どうかなということが1つです。

あとは、各地区とかボランティアの方にお問い合わせする、それしかないということですけども、何とかいろんな方が協力できる体制ができないものかなと今ちょっと私も考えているんですけど、なかなか知恵がないもので、現状は先ほど言ったとおりだなと思いますけども。何とか、これ以上、皆さんの負担がかからないようにして欲しいと思いますが、その点で先ほどの除雪機の件についてもう少し詳しいのをお聞かせください。

建設課長 先ほどの、名倉と津具にあります除雪機ですが、今、議員がおっしゃられたように雪を飛ばす形式の除雪機ですので、多少雪質によっては不便というか効果が薄い雪質もあるかと思いますが、先ほど、実際にブルドーザみたいなもの小型版みたいなものと、なかなか安全っていう面でも支障になる部分がありますので。雪を飛ばすやつでしたら、エンジンをかけて、ずっと自力で動いていくのですが、手で添えながら操作するという比較的安全な部分がありますので。当然、そのロータリーが回っているときに手を入れたりすれば危ないですけど、そういうこともございますので、お貸出しできるものは、そちらのになります。以上です。

総務課長 建設課長の御説明にちょっと補足させていただきます。

津具と名倉に除雪機のほうを配置はしてありますが、あくまでも、町道、あるいは県道の歩道だったりとか、そういったところを除雪するために配置をしておりますので、例えば自分の庭先だったりとか、私的に利用を、そこまで拡大してしまいますと、今1台ずつしか配置しておりませんので、なかなか、本当に使いたい人が使えないというような状況も考えられますので、いちおう、そのような条件の中で貸出しのほうを行っているということを追加させていただきます。

以上です。

1 村松(一) 除雪の件については、わかりました。

じゃあ、2点目いきます。

伝統芸能ですけども、先ほど補助金は、5万円、3万円、1万円ということを出ている部分もありますよということですけども。なかなか難しい、それだけではなかなかやっていけないというところもあります。

実際、いろんなことを考えているんですけども、これって観光協会と協賛して支援金を得るとかそういうことってできるんでしょうかね。例えば、なかなか難しいかもしれないけども、広告料っていうような感じで、花祭りや、それから田峯の田楽、参候祭をちょっと紹介するので、それを何とかうまく広く徴収する方法とか、さらには、ちょっとこれはいいかどうかは分かりませんが、そういう祭りのグッズとか、御朱印帳みたいなものとか、そういうもので何か販売して支援をするとか、そういうこともやっていく、保存会だけではなくて町全体も何かアイデアを出して協力していこうということができないものかと私自身考えているんですけども。何かその辺の手立ては考えていますか。

教育長 そういったこと等についても、先ほどから課長が答弁していますとおり、まずは文化財保護団体さんのほうで、やるかどうかっていうのがあるんですね。勝手に役場のほうで、こういうふうにしてお金をあげますだとか協力しますじゃなくて、まず、保護していただいている団体さんのほうの意向をくみ上げて、それで協力体制を取ってくってということが大事ですので。勝手に役場のほうでいろんな手段を打ってということは考えるべきではないと思います。あくまで一緒に、まずは団体の御意向、方針に沿って、役場のほうがそれをサポートしていくという形が一番いいことだと考えております。

1 村松(一) 保存会とかそういうところと連携し、そこの意向を中心に、また話を進めていくということで、わかりました。そのようにまたしていきたいと思います。

とにかく、伝統芸能、やはりこういうところをおろそかにしちゃうといけないと思いますので、先ほど言った、町のキャッチフレーズにもあるように、本当に

まちに誇りを持って、それから愛着を持って、自信を持っていけるような、そういうまちにしていくのは、こういう祭りも一つの魅力であると思います。大昔だったら、その祭りの魅力のためにこちらの町へ移住する、こちらのほうに結婚で入るっていう方もいらっしゃいましたので、そんなことがまた広がるといいなと思います。

ということで、以上で、私の質問を終わります。

議長 これでは村松一徳君の質問を終わります。

議長 次に、3番原田純子君の質問を許します。

3原田(純) 3番、原田純子です。議長のお許しを得ましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

令和6年11月15日、設楽ダム工事事務所を立会人として、設楽町（以下「甲」という）と設楽ダム本体JV工事事務所（以下「乙」という）との間で、災害時等における協力体制に関する協定書が締結されましたので、その協定書について、もう少し詳細をお伺いできたらと思います。

協定書の目的である第1条には、次のような記載があります。

「この協定は、甲の町域で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、円滑な災害応急対策を実施するとともに、平常時は、甲と乙とが相互に緊密に連携して地域活性化に取り組むことで、円滑な設楽ダム本体工事を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする」と書かれています。

1番、2番の質問は一括させていただきます。

災害時等における協力体制に関する協定書に記載のある、災害時の定義と、さらに、災害時と災害時等の協力が及ぶ範囲について、また、平常時とはどんな状態にあるときを指すのか。さらに平常時の協力が及ぶ範囲についてお伺いします。

では、質問席に移ります。

[原田純子議員質問席へ移動]

企画ダム対策課長 それでは、1番目と2番目を一括で説明します。災害時の定義につきましては、第1条に記載しておりますが、災害対策基本法の第2条第1項に定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ等々の自然現象または大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいいます。

次に、災害時と災害時等の協力が及ぶ範囲とは、有事の際に設楽ダム本体JV工事事務所が自社の災害応急対策業務等を行う余力のなかで、人員や物資、要援護者の輸送など、可能な範囲で、町に御協力いただくことを想定しております。

次に、平常時とは、ということですが。平常時とは、常、普通、平日頃という意味です。その反対語が非常ということで、普段、普通とは異なることとなります。

次に、平常時の協力が及ぶ範囲とは、平日頃から地域コミュニティ活動や防災訓練などへの参加を通じまして、情報共有や良好な関係の維持に努めることでありまして、災害時等における連携や協力体制を確立していくことが重要であると考えます。乙である設楽ダム本体JV工事事務所の通常業務の余力のなかで行う範囲で、町に御協力いただくことを想定しております。

以上です。

3 原田(純) 協力が及ぶ範囲の地域としては、設楽町全域、町域と書いてありますので、設楽町全域と解釈してよろしいでしょうか。

企画ダム対策課長 設楽町という解釈でよろしいかと思えます。

3 原田(純) はい。次に、協力要請について書かれている第2条では、「甲は、災害時や平常時の地域活性化において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる」、このことについて、質問の3番、4番を一括して質問させていただきます。

第2条にある災害時等を除いて「平常時の地域活性化において必要があると認めるときは乙（JV）に対し協力を要請することができる」とある条文の、「必要があると認めるとき」とは、どのような場合に相当するのかをお伺いします。

続いて、平常時の地域活性化に資するJVへの協力要請としての事業とは、例えばアウトドアカレッジの「遊べる建設企業展」、「設楽夜市」などの企画を通して、お互いの理解と関係人口の交流を図る場作りなどは、その一環と捉えて宜しいでしょうか。

企画ダム対策課長 まず、「必要があると認めるとき」とは、町や、ボランティア団体、地域住民、関係機関団体等が災害時等における連携や、協力して行う防災訓練、防災や防犯に関わる情報交換、地域活性化を図るために行うイベントへの出展など、可能な範囲で町に御協力いただくことを想定しております。

また、イベントの件ですが、議員のお見込みの通りで、設楽ダム工事事務所や愛知県、設楽町、町観光協会、町商工会などが、設楽ダム本体JV工事事務所等と協働し、地域活性化につなげていくことを期待しています。

以上です。

3 原田(純) 次に、第3条の協力内容では、「前条により要請する協力の内容は、次に掲げる事項とし、乙は、可能な範囲で協力するものとする。(1) 情報共有（平時、災害時に行うもの含む）、(2) 災害時等における乙が保有する食料・生活用品・資機材等の提供、(3) 設楽ダム本体工事に関する理解促進（住民等との相互円滑化を図る）、(4) 乙の人材等による地域活性化に資する支援、(5) その他、甲、乙の双方が必要と認めるもの」とあります。

第3条、協力内容について、乙（JV）は次に掲げる事項について可能な範囲で協力するものとする、とする条文の「可能な範囲の協力」とはいかなる範囲の協力を示すものでしょうか。

企画ダム対策課長 「可能な範囲の協力」とは、協力していただく内容の大小にもよりますが、人的にも、費用的にも、無理のない範囲内だと考えております。災害時において、設楽ダム本体JV工事事務所が、自社の、先ほど言いました災害応急対策業務等を行うなかの余力、もしくは、通常業務の余力のなかでの御協力いただくこととなります。

3 原田(純) 第3条(2)「災時等における乙が保有する食料・生活用品・資機材等の提供」とは、設楽町内に保有する物資・資機材等の提供なのか、災害の程度に応じて、JV本社への要請を視野に入れたものの提供も含まれるのか、お伺いします。

企画ダム対策課長 災害時等が発生した直後に、設楽ダム本体JV工事事務所が、町内に保有する食料・生活用品・資機材等を余力のなかで提供いただくことを想定しております。原田議員がおっしゃるJV本社とは、幹事企業であります鹿島建

設株式会社や、構成企業である戸田建設株式会社、株式会社竹中土木のことを指していると思いますが、この協定は設楽ダム本体 J V 工事事務所として締結したものでありますので、それぞれの企業に要請するものではないと考えています。

3 原田(純) 第3条(4)、「乙(J V)の人材等による地域活性化に資する支援」とは、いかなる内容を示すものなのか、特定の事項に対する人的支援に限っているのか、限られたものではないのかを伺います。

企画ダム対策課長 「乙(J V)の人材等による地域活性化に資する支援」とは、先ほどお答えしましたところではありますが、町やボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等が、災害時等における連携や協力、防災訓練、防災や防犯に係る情報交換、地域の活性化を図るイベントへの出店等について、可能な範囲で、町に御協力いただくことを想定しております。

また、特定事項に限った支援を要請することは今のところ想定していません。

3 原田(純) 一例にすぎないのですが、例えば、人材等による地域活性化に資する支援の要請として、たとえ1時間であったとしても、土手や畑の草刈などに不便を感じられている方や、集落への草刈作業の提供など、地域に密着した支援の仕方が協定書の目的である円滑な設楽ダム本体工事推進の理解につながるのではないかと考えます。

次、第3条(5)、「甲(設楽町)・乙(J V)の双方が必要と認めるもの」とは、要、不要の判断が異なった場合には協力はできないと理解しますが、どのような場合が想定されますか。

企画ダム対策課長 基本的には、お互いに協定書に基づいた範囲内での協力要請を考えています。また、費用負担も定めていますので、特に問題が起こることはないと考えています。ただし、想定外の災害が発生し、お互いに被害が甚大である場合は、協力できないこともあるかもしれないと考えています。

3 原田(純) 第3条(1)情報共有、第5条、連絡任者について、設楽町、J V 双方の定期的な情報共有のシステムは定められているのか、お伺いします。

企画ダム対策課長 設楽町、J V 双方の定期的な情報共有のシステムというのは現時点では定めておりませんが、定期的には情報共有しておりますので、その辺はよろしくお願ひします。

3 原田(純) その見方によっては、非常に大ざっぱで中身が見えづらく、推測するしかない協定書であると感じられたのですが、ただ一方で、災害時と平常時における設楽町の J V への協力要請時の、確かな中身は検討され、準備され、主張されるであろうことを信頼し、要望して、この質問を終わります。

次に、農業について質問させていただきます。

令和6年秋の米価は、全銘柄平均で玄米60キロ当たり2万3,820円。数量は679万2,000トンで、前年度比18万2,000トンの増と農林水産省から公表されていますが、生産量が増加しているにもかかわらず、なぜ米不足の状況が続くのか。憶測か、真実かわからないまま様々な情報が交錯しています。

設楽町でも、昨年11月、5件の専業農家さんにあたったがお米が手に入らなかった事例がありました。なぜお米が不足しているのか、それについて、町の見解を求めます。

産業課長 一般的な見解としましては、猛暑の影響による品質低下や、インバウンド消費の増加、国際的な小麦価格の高騰に伴う米の消費増、また減反政策に係る生

産調整による減少などが要因として報じられております。また、そうした社会的な不安に乗じるかのような、一部の形の見えにくい備蓄など、流通を調整する向きもあるとは聞いております。

こういった社会的現状を認識するとともに、町としては安定的かつ早期の市場流通の回復を望むだけであります。

3 原田(純) 設楽町内に、花き、畜産、野菜、米などの専業農家はそれぞれ何件ありますか。20年前、15年前、10年前、5年前の専業農家の各件数も御教示下さい。産業課長 過去20年の農林業センサスのデータを基に説明させてください。御提示の4つの経営種別ごとにお伝えしたいと思います。

20年前、2005年調査から、5年前、2020年調査までを順に5か年間隔で、数字が出ております。

まず、花きについてです。2005年調査の時点では17件。2010年調査で13件、2015年調査で11件、2020年の調査で3件となっております。

畜産に関しましては、2005年の20年前から順番に、14件、12件、10件、5件。

それから、野菜におかれましては、20年前、2005年調査から76件、58件、48件、33件。

米に関しましては、216件、169件、151件、76件という数字になっておりまして、いずれにおいても減少傾向となっております。

以上です。

3 原田(純) このままの流れが続くと仮定した場合に、5年後、10年後の設楽町の農業の未来予測をお伺いします。

産業課長 当然、楽観視できるものではないという認識であります。そうした状況における町の取組としまして、次年度に策定予定の農業振興に係る設楽町基本計画について、今年度は、基本構想を作るにあたり、地区ごとの説明会を開催し、皆さんからは、現在の状況や将来に向けた課題、不安など、様々な御意見を伺うことができました。

心配される事例としましては、農産物の価格の上昇が見込めない中での資材高騰や設備投資など、経済面、経営面への不安のほか、どこの農家さんでもやはり共通するのは、自身の健康面、体力面への不安、それから後継者の不在といった、将来的な担い手不足への憂慮でございました。

町としましては、新規就農や所得増につながる施設等、機能アップへの支援、それから地域への交付金などの助成も恒常的には行っているところでありますけれども、こうした農家の皆さんの声が象徴をしておられますように、担い手不足という全国レベルの課題の解消はやはり容易ではなく、持続可能な農業にどうつなげていくのか、楽観的な未来予測はできないという認識でございます。

以上です。

3 原田(純) 令和6年度改正食料・農業・農村基本法には、輸出入の促進、スマート農業の推進等がうたわれていますが、この方針は、農業の集約化、大規模化、AI化に等に向けた動きであり、農業人口のさらなる減少を想定したものであるとも推測されますが、この中に自給率の向上は入っていません。実は、農業は食だけではなく、共同体、環境、文化、防災、生態系の維持など、様々な安全保障の要素が詰め込まれており、夕暮れ時には、あちらこちらに明かりがともる集落の

存続と農村があってこそ、そこに人々が生活を営んでこそその食料安全保障であろうかと思えます。

兵庫県佐用町、岡山県西粟倉村が、一次産業で町、村の経済を循環させ、活気を生み出す取組を視察してまいりました。そのような林業、農業政策に向けた取組、一次産業に向けた取組を町が牽引されるお考えはありますか。

産業課長 今説明していただきました佐用町の進める山林経営権の引取りとか町有林化促進事業、それから西粟倉村の取り組む百年の森林事業といったような、それぞれの自治体独自の施策を持って、地域振興に具体的に取り組んでいけるのかということにつきましては、現段階では残念ながら御期待にこたえられるような、具体的な回答はできないというところであります。

原田議員からは、昨年9月議会においても同様の趣旨の御質問をいただいております。いわゆるダーチャというような二地域居住の可能性も含めて町としての、農地を、地域を守る取組への方向性について答弁させていただいております。今回も同様に、これらの取組の重要性、必要性は認識しているところでありますけれども、これら先進自治体のような新たな大きな枠のシステムを構築するには、地域全体が、それから官民も一体となって同じ方向を向かなければ実現できないものだと考えます。

町としましては、ひとつ前の御質問にてお答えしたような現行の支援制度により、就業意欲、施業意欲を高める取組など進めていながら、議員の言われるような、広い農業の要素も含めてそうした気運を高めていければと考えております。

以上です。

3 原田(純) 令和7年も米不足などが起こる可能性を考慮し、町として備蓄米の確保は必須と思われそうですが、その対応について御説明ください。

産業課長 これも、昨年9月議会におきまして、議員のほうから被災時等のための将来的な食料の備蓄計画について御質問をいただきましたけれども、その際と同様の答弁となりますこととお許しください。

当地域には、そうした体制を常時整えておくだけの生産能力、供給能力がなく、また備蓄するための倉庫など適切な保管施設を有していないということもあります。将来計画も含めて、現時点では特に想定をしていないところであります。現実問題として、必要十分な量の供給と管理を町の中だけで完結することは困難であります。もし具体的な備蓄計画を立てるとしたならば、一自治体レベルではなく、例えば国主導で農協など経済連等と調整して進めるのが妥当ではないかと考えております。

以上です。

3 原田(純) 令和7年4月1日施行予定の食料供給困難事態対策法についてお伺いたします。

次に、農林水産省のホームページ上からの抜粋と要約を申し述べます。

食料供給困難事態対策法の法整備の理由ですが、「近年、世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時からの対応に始まり、必要な対策を政府一体となって早期から措置を行う」。

食料供給困難の兆しがあらわれたとき、農林水産大臣の報告をもとに、総理大臣と全閣僚で対策本部を設置し、民間の自主的な供給確保への取組を要請し、食

糧不足の程度の段階に応じて、供給量の正確な把握、農家への供給確保のための指示、熱量を重視した食料の生産への要請、計画の作成、届出の指示などの一連の流れがあります。

これらはあくまで要請であり、財政上の措置、補助を伴うものであり、20万円以下の罰金は、計画を届出しない者に限って課されるものであるとされています。

食料供給困難事態対策法に対して、地方自治体の主体性としての独自の観点から、町のお考えをお聞かせください。

産業課長 先ほど同様に、この件についても、前の議会にて、この法の施行に係る農業者の思いはというような趣旨で御質問いただいておりますので、同様の答弁となりますけどお許してください。

有事対策法として制定された法の趣旨は理解しているところではありますが、地域としての具体的な対応等については、いまだ特に具体的なことは示されておられません。ということから、町としては引き続き、県など関係部署との連携をとって、今後の動向等を注視していくとともに、皆さんが安心して農業に取り組んでいきますよう支援させていただければと思っております。

皆さんにおかれましては、端的な言い方になってしまいますけれども、この法に不安などを持たれることなく、これまで同様に農業に取り組んでいただければと思っております。

以上です。

3 原田(純) 国と地方自治体の関係性なんですけど、西暦 2000 年には、予算としては国に縛られるけれども、地方自治体と国との関係は対等であるという地方自治法がありました。それで、昨年、ちょっとそここのところに縛りがかかったんですが、各地方自治体においては、まだまだ地方自治体の主体性としてどのような方向性——方向性というか、大きな縛りのある中で、どのように進めていくかということ、やっぱり地方の自治体としてのお考えもぜひ考えていただければと思います。

次。「高齢化はわかっていたことである。問題は、世代交代ができていないことではないか。その理由についてどの農家も口をそろえた。『農地を売るのは後継者がいないから、後継者がいないのは食べていけないから。食べていけるなら喜んでやりますよ』」このような声に対して、町としてすべき施策は何でしょうか。国の農政の問題として受けとめるのでしょうか。

産業課長 食べていけない、やっけていけないということが農業の魅力を減退させ、後継者不足へと繋がっているなか、町としては国の問題として目の前から遠ざけるのではなく、ここ数年、いわゆる儲かる農業にシフトしていけるよう考え方や施策を見直しているところでもあります。

例を挙げさせていただきますけれども、町の独自事業としまして、農産物等宣伝力アップ補助金交付事業というものがあります。従来の、自前の農産物を直売所等へ出品してお客さんにじかに知っていただき、その良さがそれを買っていただいた方から口コミで広がっていくといったような展開ももちろん重要なんですけれども、マンパワーとか農業規模の大きくない農業者だからこそ SNS 等を効果的に活用して PR をしていけない手はないというところでもあります。

ふるさと納税返礼品のサイトなどを見てみますと、地域産品がとても魅力的な表示とか表現、写真などで紹介されておまして、この良し悪しが販売動向を大

大きく左右すると言われております。こうした販売の現場やネット上での商品の魅力発信に向けた、意欲ある方の啓発とか委託等の取組に対し補助するというものがこの事業であります。

こうした個人売買を推奨する中、実績を重ねていずれは生産者自身が価格決定できる農業が現実的になってくれば、儲かる農業、魅力ある農業となって担い手や後継者、農業を目指す人たちの意識も変わってくるのではという期待をもってやっているところであります。

また、広い意味での、町の農業振興の後継者づくりともなってくるんですけども、本年度、地域の方々と一緒に具体的に動き出している取組が1つあります。

県の開発したもち米に「やわ恋もち」というのがあります。「こい」は恋愛の「恋」の字を書く、「やわ恋もち」というネーミングなのですけれども。このもち米を活用した新たな農産特産品の活用を今検討しているところであります。このもち米は、この地域のような中山間の地域で栽培されたものを餅などの製品にすると、柔らかさがより持続するという特徴がございます。

こうした地域特性を活かした新たな特産品への転嫁ができないだろうか、県の担当部局と協議を進めながら、それとともに、このもち米の栽培に協力してくれる農家さんともいろいろ相談をしてきたところであります。

そうした中で、昨年なんですけれども、この「やわ恋もち」のもち米を使った商品化を私たちと一緒に考えてみませんか地域に募集をかけさせていただきました。その結果として2件の御応募のほうをいただいております。この2月、3月には県の担当部局も交えました意見交換会を複数回設けまして、応募されたその意見の方がどんな思いをもって、どんな商品を考えていきたいかというお話を伺うとともに、そのアイデアに地域のほかの方々とか民間の事業者などなどをどうやって巻き込んでいくかといった今後の展開も含めたお話し合いを進めているところであります。

これが商品として具体化されてくるまでには、まだ少々時間はかかると思えますけれども、御二人とも大変意欲的に参加していただいております。新たな農産特産品の商品化やもち米生産農家さんの需要増などに繋がっていけばいいなというところで、いわゆる儲かる農業の先例になればということも考えながら、今、小さいところから進めているところであります。

このように、町としましては、これら事例も含めて今できることを最大限進めていくとともに、適宜情報発信しまして、地域の皆さんが農業の可能性というものを改めて認識していただきまして、少しでもいいように、前向きに捉えていただけるよう工夫し、広く持続性を持った農業振興に取り組んでいければと思っておりますので、御理解、御協力のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

- 3 原田(純) その、「やわ恋もち」の活用というのを非常に希望を持って見守っております。担当課の各部署で真摯にコツコツと産業振興への道筋に取り組んでいらっしゃることは理解し、感謝申し上げます。ただ、国の農業政策は農業を追い詰めたし、種子法廃止、種苗法改正、減反政策。自給率が高い国では100%に近い補助で、食料を守っています。これらのことが、地方衰退の一因になっていると思えます。食料安全保障は国としての根幹を占めています。カロリーベースの自給率38%、実質自給率は10%程度であると言われていた日本において、

現状では、せめて地方自治体ができることを通して、一次産業を少しでもお守り  
いただきたいと思います。

最後に町長の御所見をお伺いいたします。

町長 農業についてでよろしいですか。

(発言する者あり)

町長 はい、わかりました。

まず、協定の話です。分かりにくくて不透明な部分があるということと言われ  
ましたけれども。私は、あまり四角四面にきちんと決めてしまわないところに、  
この協定のいいところがあるんだと思っています。きちんとここまでが、その協  
定の範囲ですよということではなくて、例えば、火災がこの間、昨年ですか、あ  
りましたけれども、ダム関連の事業者の方が散水車を貸してくれたりですとか、  
いろんな場面で、場面場面でお互いの中で協力をし合っていくということを目的  
にした協定ですので、そういった、不透明っていうかファジーな中で、少しいろ  
んな協定に結びつけばというふうに思っておりますので、その辺は御理解をい  
ただきたいと思います。

農業については、おっしゃる通りであります。私、土地改良の役員会に出てお  
りますが、先日お話を聞いておりましたら、米が今、実際に幾らかは知りません  
が、米が1俵、何で3万円じゃいかんのかということを書いてみた方がかなりた  
くさん見えました。米は安いものだという認識じゃなくていいじゃないかって。  
米だって値上がりするんだぞというところをもっと訴えていきたいというよう  
なことを言っています。私も、なるほどなと思って聞かせていただきました。

私ども、できることを今やっているわけですが、これ、きちんとできるのかど  
うかわかりませんが、今、温暖化ということで、平地というか、田原、あちらの  
ほうではなかなか暑くて作物が採れないというようなことを言われています。そ  
の中で、駒ヶ原ですか、昔のキャベツのところなんです、その辺がやっぱり年  
中涼しいということで、新たな活用ができないかというようなことで、視察をさ  
れたというお話も聞いておりますので。そういった意味で、これから私ども、設  
楽町、高地でありますので、そういう中で、次に新たにどんなことが可能なの  
かということ私どもも考えてまいりたいと思いますし、何がともあれ、携わっ  
て見える方がどうしていくのかということがきちんとしないと。例えば農地の集  
積を考えるうえにも、なかなか役場の主導で耕作放棄地をまとめてというのがな  
かなかできません。地域の中で、ここは私こんなのやっていますと、無農薬の野  
菜をつくるという地域を作っちゃどうだというようなお話をいただきますが、役  
場としてここからここまで無農薬にしましょうという話はできませんので。地域  
の中で、皆さんがお話し合いをする中で、土地の集積をした上で、ここからこ  
こまでをやりましょうというお話をいただければ、私どもも、できることは何  
でも協力をしてまいりますので。ぜひそんな話をさせていただきたいと思いま  
す。

以上であります。

3原田(純) はい、どうもありがとうございました。これで、質問を終わります。

議長 これで原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。それでは、2時30分まで休憩としたいと思います。

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 8 番、田中邦利君の質問を許します。

8 田中 通告に基づきまして質問いたします。私は一括方式で質問をいたしますので、よろしく願いいたします。用意しました原稿を読み上げます。

北設情報ネットワークは、開設して 15 年目に入ります。事業の維持費は利用料では賄いきれず、町村が補填してきました。数年後には光ファイバーケーブルの全面的な張替えも想定されますが、設備の更新には設置時と同等規模の費用が必要とされています。また、夕方や休日など、利用者が集中する時間帯の通信速度の遅延が問題になっています。

今後 10 年間に北設情報ネットワークを公設公営で維持した場合の費用は、設備の更改——光ファイバーケーブル、サーバー設備で 15 億円、維持管理費用で 9 億円が掛かると言われます。

こうした問題を解決するために、郡内 3 町村ほかで構成する検討会というものがつくられまして、その検討会は、会として、民間業者に移行することが有効な解決手段との結論を得まして、そういうふうになりました。

業者の選定はプロポーザル方式でおこなわれまして、中部テレコミュニケーション株式会社に決まりました。事業者は、①既存設備の有効利用で費用負担と工期短縮を実現、②ネット速度改善のために、インターネット接続、コア網、地域網、アクセス網、宅内機器を一期通貫で管理する、③北設 3 町村の情報基盤の運営費の負担削減をする、などの方針で事業を進める予定だといいます。工期は令和 9 年度までの 3 年間、設楽町の場合は令和 8 年度まで 2 年間になると言われております。

北設情報ネットワークを利用している人は、そのまま中部テレコミュニケーションに移行すればケーブル引き込み工事などの初期費用はすべて無料。利用料金、月額料金は、光テレビと光電話メニュー、光テレビ＋光電話メニューの場合、2,860 円から 2,750 円に低減します。光テレビ単独メニューの場合は、現行の 1,100 円から 2,640 円へと、これは大幅増になります。この 2 つは特別対応として実施されるものです。特別対応とされても、テレビ単独の場合はこれだけとなってしまいます。

一方、通常料金では、光ネットは北設情報に比べて速度は早く、料金は大幅安くなります。テレビのみのサービスは提供されておきませんが、光ネット＋光テレビ＋光電話セットだと、最大で 3,000 円ほど安くなるそうです、現行よりですね。この場合の速度は 300 メガから 1 ギガに向上するようであります。

移行により、ネットワーク事業の安定性と持続性の高まり、北設情報ネットとほぼ変わらない利用者サービスになるといいます。特に、100 メガから 300 メガの現行の情報ネットから、1 ギガから 10 ギガへネット速度が上昇することは若者や現役世代の要求に応えるものであると思います。ネット速度が飛躍的に上昇する反面、中部テレコミュニケーション——CTC という略でいいですが、CTC への移行によって、テレビのみ世帯の利用料が大幅に上がります。先ほど申し上げましたように、1,100 円から 2,670 円に。これが、今問題になっています。

移行工事費等が無料なのは北設情報からの移行者に限りです。3年間の期限付きです。あらたに加入する人やよそから来た人は工事料金も必要になりまして、中部テレコミュニケーション——C T Cの通常料金が適用となります。速度向上とは裏腹の側面を併せ持つ今回の北設広域情報の民間移行について、全体的にどのように認識しているか、はじめに伺うものであります。

次に、民間移行後のC T Cの事業運営では、ネットのみから、ネット+テレビ+電話まで、月額料金が北設情報ネットとほぼ変わらないか安価になる一方、テレビ単独の世帯は1,100円から2,670円の大幅値上げになると、先ほども申し上げたとおりですが。テレビ単独世帯といいますと、やっぱり年金暮らしが多いと。高齢者世帯に多いわけで、これらの大幅負担はそれらの方にとっては大問題になると思います。これを解消する必要があると思います。解消されなければならない問題であります。

そのために、私、いろいろ考えるのですけれども、先ほど申し上げましたように、サービスパターンが4種類か5種類あるんですが、その中で料金低減のパターン、とくに、ネット+テレビ+電話のパターンでは3,000円近くも低減があることから、全体的にならすというか、見直しをして平準化をして、テレビのみ世帯の負担軽減を採ることの検討はできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

次。テレビ単独世帯が最終的にどの程度の軒数になると推測するのか、これをお聞きするものであります。

現在のテレビ単独世帯、テレビ+電話の世帯、それぞれ何世帯になるのか。何戸になるのか。

それから、卓上電話があってもN T T電話から脱退せずにネット電話に移行しない世帯も予想されると思うのですが、どうでしょうか。こうした世帯ではC T Cに支払うテレビのみ負担2,640円とN T Tが残るものですからN T Tの電話料金2,860円を払わなければなりません。そうすると、これは5,360円ですね。

もう一つ類型があって、電話はすでにないと。携帯のみの家庭もあります。テレビのみを選択する世帯もかなりの数うまれてくる、携帯の人たちもいるものですから、テレビのみでやっていくという人がかなりの数生まれると思うのですけれども、これは、どうでしょうか。

新会社に、そもそも、テレビのみという対応はなくて、特別対応がされたとしても北設情報ネットの2倍半近くの大規模な負担増になります。テレビと卓上電話をセットで移行しなければ特別対応の、N T T料金+テレビ料金の、現在支払っている現況並み料金は適用されません。視聴を諦める世帯も出てくるのではないのでしょうか。

ところで、テレビは、気象や災害、ニュースなどの情報、娯楽や、暮らしに潤いをもたらす放送など、生活に欠かせない町民一人一人の必須のアイテムとなっていると言っても過言ではありません。テレビなしでは生活が成り立っていかないようになってきているのではないかと。高齢者にとっては、日々の出来事を吸収したり、あるいは社会にいろいろ奉仕をしたり、地域の発展に働こうと思うと、やはり一般的なそういう情報、常識というものは心得ていないとできません。よって、私は、テレビの受信は全ての町民に保障されなければならないものだと考えますが、その点のお考えはどうでしょうか。

今回の民間移行事業については、国の高度無線環境整備推進事業とか、ケーブ

ルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業の国庫補助事業が財源として見通されておりまして、これに対して過疎債対応もなされると聞きます。さらに、それらの補助割合や県の支援金の拡充を求めて、それが実現すれば、町村、事業者の負担も軽減するはずで、テレビのみ世帯の利用料金の倍増を回避することに投入できるのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

ところで、ネット速度が早くなる一方、テレビのみ世帯の負担が倍以上になるという、このような結論がどうして出たのか。ネットに加入できないような住民は斬り捨ててもしょうがないと考えたのか、あるいは、どうしようもなかったのか。その方向が決まるまでの経過についてお尋ねします。

また、ここに至るまで住民に十分な説明があったのか。そもそも、事業譲渡の検討会が始まった令和3年以来、事務局の中ではなく、外に向かってどれだけ説明が行われ、理解を求めたのか。北設広域組合議会はどの程度開催されて、どの程度議論されてきたのか教えてください。肝心の点がどうもはっきりしないので、経過を示して、納得のいくような説明をお願いしたいと思います。

また、今後のことですが、住民説明会は十分な説明が行われるよう、全町でたくさんやっていたらと思うのですが、何か所、何回の説明会を行うか予定を示していただきたいと思います。

あとは、もう少し大局的なお話でありますけれども、NHK受信料のほかにテレビの利用料金が必要な地域というのは、全国的にあまりない、この中部地方にもないと思います。私もこちらに来て初めてテレビ組合というのがあって、利用料を払ってそれでテレビが見られるという仕組みを初めて知りましたが、当初はびっくりしました。

今、地方創生2.0とか、移住定住、総務省なんかが一生懸命言っておりますけど、町外からこの山間部に来ようとする人がテレビ利用料金が必要な地域と聞きますと、希望者の足がやはり遠のくのではないかと思います。

このような状況を一刻も早く解消するために、山間地に対しては、国や県の離島並みの新たな施策を要請すべきだと思いますが、どうでしょうか。町長の仕事がたくさん増えますが、どういうふうにするのか、お考えをお聞きします。

移行後の事業の管理運営についてもお尋ねをします。

今回の事業移行は、北設情報ネットから民間が施設をもらい受け、事業運営するのだから、民設民営になるのだと広域事務組合は説明しております。民設民営方式というけれども、北設3町村の共同の建物や施設を民間業者が引き受けて経営するものだから半公設民営ではないかと思うのですが。民設民営と規定されている理由、どのような認識で命名をしているのか伺います。

次に、広域ネット施設の財産処分はどのように行われるか。無償譲渡なのか、定額譲渡なのか、あるいは無償・定額貸付なのか。それから、土地の扱いはどうなっているのか。所有権移動の場合の補助金制度の法律上の制限はないのか。将来の財政負担は町村には生じないのか、確認したいと思います。

移行後のユーザーへのサービスや問い合わせへの対応は丁寧に行われるか。設備管理の保証はされているか。それらが確実に実行されるような契約は交わしているのか、これからするのか、契約の内容についてをお聞きしまして、1問目の質問といたします。

企画ダム対策課長 まず、議員のおっしゃいました広域情報の民間移行についての、

どのような評価というところから御回答します。

CTC——中部テレコミュニケーションが相手先となりまして、今後、民設民営で運営されていくことで、人的、財政的に余裕のない3町村にとっては有益な形になっていくと考えています。また、加速化する情報通信技術の対応においてもスムーズに行っていただけるようになり、移住定住の観点でもニーズに合った有益な内容ですので、評価できる点はあると考えます。

また、新たに加入する人やよそから来た人の工事費については無料になる設定になっておりませんが、現段階で加入された方でも無料にはなっていないので、その点の対応については格差はないと考えております。

次に、サービスパターンの中で料金低減のパターンもあることから、全体の見直しを平準化を図ってテレビのみ世帯の負担軽減策をとれないかということ です。

ネット契約を行わず、NTT固定電話を継続する場合の料金については、御指摘のように、月額の設定料金の面では、コミュファ光電話への切替えによるメリットは見込めないところになっております。一方、コミュファ光電話への切替えにより、月額の設定料金とは別に、コミュファ光電話同士の無料通話など、付加的なメリットにもつながるところもございますので、固定電話の切り替えを参考にさせていただきたいと考えております。

次に、現在のテレビ単独世帯と、テレビ+電話の世帯は何件ほどあるかという点です。

テレビ単独世帯につきましては、令和6年3月31日時点、設楽町内の件数といたしまして、1,123件、うち、事業所を除きますと938件となっております。また、テレビ+電話の世帯につきましては、固定電話の世帯数が調査しかねまして、正確な情報としての回答にはなりません。北設情報ネットワークへの申込時の連絡先をベースに集計したところ、固定電話での登録件数は655件となっております。

次に、テレビのみを希望する世帯がかなりの数生まれると思うがどうかといった御指摘ですが。

固定電話の加入率については、一般的な状況として、携帯電話、スマートフォンの普及等に応じて減少傾向にございます。ただし、この傾向は若者世代により傾聴に見られるという観点から、高齢化率の高い当地域では減少する割合が少し緩やかではないかと推察しております。このような想定はしておりますが、住民説明会後の住民の意向を把握できればと考えております。

次に、視聴を諦める世帯も出てくるのではないかと御指摘です。

議員がおっしゃるとおり、テレビ視聴に対し迷う世帯も出てくると考えております。

次に、高齢者にとっては、社会に適応し、地域に貢献していくうえでは欠かせない。よって受信は保障されなければならないものだと思うがどうか、という御指摘ですが。

議員がおっしゃいますように、高齢者にとってテレビ視聴は必要不可欠なものの一つとして考えております。また、テレビ視聴を必要とする高齢者世帯は多いと推察され、受信できる環境づくりは必要であると考えております。

次に、テレビのみの世帯利用料の倍増を回避することはできないかということ

なんです。

議員の指摘されるよう、地上波デジタル放送の難視聴エリアにおいては、地上波のみの視聴を行うにも利用料を払わなければ実現できない環境となっております。また、この点について、該当する少数自治体だけで払拭できない前提にもあるのが現実態であります。したがって、こうした状況への対応については、国や県へ、引き続き、条件不利地域の改善をしていただけるよう声を届けていきたいと考えております。

次ですが、令和3年以降、事務局内では外に向かってどれだけ説明が行われ、理解を求めたのか。議会はどの程度開催され、議論されていたのか等、経緯を示されたい。また、今後の住民説明会は、十分な説明が行われるように何回くらい行うか示されたいということですが。

事業譲渡の検討会については、令和3年12月より計8回行われ、令和5年2月に取りまとめられました。この検討会の結果については、町や組合の議会へ報告は行いましたが、住民への説明は不十分だったかもしれません。

事業譲渡の検討会では、情報通信に関する専門的な知識や技術を継続した場合、イニシャルコストや譲渡後のランニングコストに対する自治体負担の見込額が明らかでないため、継続していくことは難しいとの考え方から、財政事情から許容できる範囲であれば、民間に移譲することはこの地域にとって、有効な方策であるという結論になりました。

その後、3町村併せて、上限額10億円の公募型プロポーザル方式にて実施し、2社が条件を満たし、プレゼンを行い、評価委員会にて選定審査が行われました。

審査結果の内容といたしましては、サービス提供事業者としての企業体制や経営基盤に大きな信頼性があると判断されたこと、また、近隣エリアにおいて多くの利用者に信頼度の高いサービス提供がなされていることが判断されたことで、CTC——中部テレコミュニケーションが選ばれました。

来年度以降開催する説明会においては、特に、テレビのみ加入世帯に対し、テレビのみプラン設定はないことの説明と、テレビ+電話の特別対応料金プランについて、高齢者はもちろん、誠心誠意をもって丁寧な説明をし、御理解いただくようにしていきたいと思っております。

また、住民説明会の詳細につきましては、令和7年度区長会までにお示しするとともに、御相談をお聞きしていけるようにしていきます。

次に、このような状況を一刻も早く解消するために、国や県新たな施策を要請すべきと思うがどうか。

議員の指摘されるように、地上波デジタル放送の難視聴エリアにおいては、地上波のみの視聴を行うことにも利用料を払わなければ、実現できない環境となっております。引き続き、条件不利地域の改善がしていただけるよう声をかけていただきたいと思っております。

次に、民設民営方式というか、公設したものを民間業者が引き取って経営するものだから、半公設民営ではないかという御指摘です。

議員がおっしゃるとおり、そのように捉える方もおられると考えます。今回の民間移行事業においては、新たに始まるサービス事業の設備を設置する事業主体はCTC——中部テレコミュニケーションとなり、新たに国庫補助を申請する者もCTC——中部テレコミュニケーションとなり、本移行事業者は民設に区分さ

れます。

テレビ難視聴やインターネットの高速化を対応しようとする中、民間事業者の参入が見込めず情報格差が生じている自治体では、国庫補助金等を活用しながら、公設により光ファイバー等を整備し、公営によりサービス提供を行ってきました。こうして始まった条件不利地域の公設公営事業も、近年では、加速度的に進展する通信分野への対応や、設備の維持やサービスの継続における財政的及び人的負担の確保について困難となる度合が顕著になってきています。

民間事業者が、条件不利地域へ参入する場合、困難である大きな要因の一つとしては採算性が取り上げられます。採算性が厳しい状況である区域に対し、多額の初期投資が必要になると見込まれるところです。

こうした課題への対応策として、総務省では、公設の光ファイバー等を民間事業者に移譲することによって事業者の初期投資を軽減し、参入の可能性を拡充できるよう、光ファイバー等の民間移行に関するガイドラインを定めています。本ガイドラインは、自治体等が施設整備、運営を行ってきた放送、通信サービス事業を、事業の移行時に、自治体が行う整備費等の一部負担を要する場合があります。事業者が整備とサービス提供を行う民設民営方式へ移行する方策のひとつとしての指針や、手続きの流れを示すもので、今回の移行事業も、こうした観点に沿って、民設民営方式として整理しております。

また、こうした対応策に応じ、今回の民間移行に活用する国庫補助の考え方においても、公設設備の譲渡を受けて実施する事業についても、国庫補助の対象とされており、これらの取扱いの中、補助事業上の整理としては民設民営と区分されております。

次に、広域ネットの財産処分はどのように行われるのか。その場合、法律上の制限はないのか。将来の財政負担は町村に生じないのか確認したい、との御指摘ですが。

現段階では、北設情報ネットワークの設備については、北設3町村が所有しており、今後、地方自治法の規定に従って議会の議決を経て移行先事業者へ譲渡することとなります。また、今回のケースに法律上の支障はないものと考えており、譲渡する時期については活用を予定している国庫補助金の取扱いとの調整も必要となりますので、現段階では総務省と協議中ですが、令和7年度を予定しております。また、譲渡の範囲、回数についても、国庫補助金の取扱いの調整協議中で、事業者の進捗に応じて2か年に分割して行うことも想定しております。

なお、北設情報ネットワークの整備には補助金等が導入されていますので、これに関する財産処分手続を進めることになっています。具体的には、各補助金の交付要綱等に定める財産処分に関する届出書を提出するものであります。なお、調整協議中ではありますが、財産処分手続に伴って、自治体側の財政負担が生じることがないと考えております。移行先事業が、自身の提案に沿った放送と、通信のサービスを行う場合においては、市町村の財政負担が生じるものではありません。

C T C——中部テレコミュニケーションと北設情報ネット民間移行事業の基本協定締結が取り交わされ、3月中に契約締結が行われ、9億9,600万で、令和7年度に3億円、令和8年度に5億円、令和9年度に1億9,600円の財政負担となります。その後、令和10年4月1日からC T C——中部テレコミュニケーション

ョンの運用開始となります。なお、将来の財政負担は生じない形で契約締結していただきますので、よろしいかと思えます。

移行後のユーザーへのサービスは丁寧に行われるのか、設備管理は保障されているのかということです。

移行先事業が自身の提案に沿った放送サービスを行う限りでは、町村の負担は生じるものではありません。移行後のユーザーへのサービスの品質確保や顧客対応は、中部地区で多くのシェアを獲得している実績のある事業者として責任を持って行われるものと考えます。また、設備の維持管理についても、移行先事業者の責任で、負担で行われます。

以上です。

8 田中 丁寧な説明ありがとうございます。要するに、国がどういう政策を進めているかということ、やっぱり今課長が言ったように、ガイドライン、要するに端的に言うと、地方丸投げですよ、これ。ちいと金を出すけど、補助金をつくったけど、地方でやってくださいということ。ところが地方はこんなことで丸投げされたらたまったもんじゃない。財政負担すごい増えちゃう。ということをもっと前提にして、私は住民の代表として、紹介議員として、やっぱりテレビを見られなくなるような人たちが絶対出てきちゃいかんと思ってるんです。少なくともテレビのみ世帯ってというのは1,017件、私、数えたらあります。どうやって数えたかということ、テレビ加入者が1,964人、インターネット加入者が947件、電話世帯が1,780件、これは電話帳で数えました、個人の電話番号なので。そういう関係になっています。この大きな比重を占める人たちの、やっぱり生活環境を落としたり、経済的に負担かけるようなことは絶対あっちゃいけないと思う。

で、質問をもう一回課長さんにするんですが、手短かにお願いしたいんですが、何でみんなは、まだテレビだけで1,964人も残っちゃったのか。何でこのネットに加入しないのか、これ端的に言うとどういうことでしょうか。どういうふうに考えますか。

企画ダム対策課長 恐らく北設ネット事業を始める際にも、共聴テレビとかが合体できるような形で事業を進めるという前提があったと思えます。なので、多いということ。

8 田中 違うんです、課長さん。生活が苦しいから入れないんです。ネットに44%しか入れない。その根元は生活が苦しいんです。その人たちに、今回のような高い利用料を押しつけるような計画は、私はいけないと思う。なぜ、テレビのみの人たちとテレビプラス電話の世帯とそんなに違わないじゃないですか。値段がほとんど同じ。何でこんなことを、メニューはありませんよと言って住民に強制することになっちゃうのか。これはおかしい。90円違うだけです。そういうことを続けている。これ、結局そういうことで営業的に成り立たせるためにそんなことをつくったと思うんですけども、そういう誘導をするなんてするのは、私、許せないと思うんです。

ここでいろいろ、先ほど申し上げました提案を検討していただきまして、生活苦にあえぐ人たちが切り捨てられることのないような、そういうことを進めていただきたい。今説明したような姿勢では、私はもう納得できません。そんな姿勢でいいのかということをお願いしたい。余りにも苛酷なことをテレビのみ世帯に押しつけるんじゃないかというふうに思います。

町長に感想をもらおうと時間が過ぎますので、言いたいことを、私、もう一個言  
って説明を求めます。

民設民営方式って、私勘違いしてしまっていて、もうこれで3町村の負担はなしな  
んだと思っていたら勉強不足で、これは後ほどもCTCが財政不足になったら町  
村が負担するようになる。そういうことが用意されていた事業計画なんですよ。  
そういうふうに私理解しております。どうなのかを教えていただきたいと。いや、  
現に説明書に、「構成自治体が許容する範囲内であれば」といって、一定の負担  
を考えていることもあらわれているじゃないですか。その点についてどう考える  
か。

それからもう一個。その契約は3月ですから、契約はしっかりと住民に示して  
いただきたいと。

残りは時間がありませんけども、町長が答弁していただければありがたいです。  
以上です。

町長 田中議員が経緯の説明をされておりましたが、そのとおりであります。もともと、私の認識ではこれ、テレビがデジタルになるときに視聴ができなくなるということで、北設3町村で国の補助金をもらって光ファイバーを整備したもののというふうに思っておりますが、これからの敷設替えであったり維持管理に、今でも年間4,000万ですか、町の負担として4,000万円ずつ情報ネットワークについてはお支払いをしておるわけでありますので。

そういった中で、多額のお金はこれから捻出できないということで、私、この情報ネットワークという前に、町長になったときから、まずGIGAスクールでネットワーク網がきちんとしてないのでできないということから始まって、毎年3町村合わせて国のほうに要望に、国も県にも要望に行っております。私は国の責任においてきちんと情報ネットワークというものはユニバーサルサービスとしてやっていただくものだということの主張をしておりますが、まだそこにたどり着いておりませんので。

今回も、テレビの視聴料が高くなるというのは大きな懸念材料でありました。ありましたので、いろんな場面でそんな話をさせていただいております。田中議員のおっしゃるとおり、私が今年、町村会か何かの総会の際にこのお話をしたんですが、まず、都市部の人にはテレビを視聴するのにお金を払っているということすら理解ができません。皆さんきっと、ケーブルテレビの視聴をするのにお金が要るんだくらいにしか思っていないんです。その辺から始まって、これは国とか県という中で、田中議員のおっしゃるとおり、これ情報元ですので、国の責任においてきちんとやっていただきたいというお願いをしておるところであります。現行においていろんな協議をしましたが、これが最善の方法であるという結論を得ましたのでここに、たどり着いております。

テレビだけの人はどうするんだということですが、基本的に今のところ町として補助をするということの考えは持っておりませんが、これからも国に対しても県に対しても、ユニバーサルサービスとしてきちんと国、県において見られるようなことをしていただけないという要望はしていくつもりであります。

8 田中 最後に町の姿勢として、決してテレビ視聴難民はつくりたくないということは肝に銘じて行政やっていっていただきたいと思っております。

以上です。

議長 これでは田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、4番原田直幸君の質問を許します。

4原田(直) 皆さん、こんにちは。4番原田直幸です。通告に従い、「山村都市交流拠点施設整備について」と、「設楽町観光協会の活動状況等について」の2点を一問一答方式で質問したいと思います。

私は、去る2月5日に行われた東三河広域連合議会で、山村都市交流拠点施設整備事業について一般質問しました。

ちょっと余談になりますが、東三河広域連合議会は、今まで北設楽郡の3町村の議員が持ち回りで一般質問していて、今回は東栄町が当番でしたので、東栄町の議員が一般質問しました。

私自身は、もう一度、東三河広域連合の広域連合の議員をやらせてもらいたいと思っておりますけども、今5月の議会の改選でどうなるか分かりません。4年間の広域連合議会の議員の集大成として、どうしても山村都市交流拠点施設整備事業について質問したかったので、当番ではない時に質問してしまいました。ですので、この8月に行われる予定の議会では、設楽町が当番ですので、選出された方はよろしくお願ひします。

じゃあ、どんな質問をしたかということ、主な内容は2点で、1点目は、用地造成が完了する予定の令和8年度から建物建設までの間、更地のままにしておくのではなく有効利用を考えてほしいということでした。広域連合の回答は、スポット的なイベントの開催を設楽町と協力して行うための会場やダム本体工事の資材置き場への貸し出しを考えているとのことでした。

もう一点は、例えば東三河の小学5年生全員の子供たちが、ダム建設中の現場を見てもらい、ダム建設への理解を深める機会を設けてほしいと問いかけました。回答は、それは各市町村の判断だとあっさり交わされてしまいました。

なかなか、東三河広域連合として動くことは難しいと思っていましたが、予想どおり回答はゼロに近いものでした。

しかしながら、約6ヘクタールもの広大な土地を利用して建設する山村都市交流拠点施設は、これからの設楽町の活性化に寄与することができる最も大事な施設だと考えています。

そこで、山村都市交流拠点施設整備等に対する町の考え方について、聞きたいと思ひます。

1つ目は、山村都市交流拠点施設への上下水道の接続について、広域連合では設楽町と連絡を取り合って進めていきたいとのことでしたが、設備内容も決まっっていない段階で、町はどういう対応をしていくつもりでしょうか、をお聞きして、席を移動したいと思ひます。

[原田直幸議員質問席へ移動]

企画ダム対策課長 山村都市交流拠点施設の活用方法や連携方法については、現在各分野の関係者、下流5市3町村、商工会、奥三河ビジョンフォーラム、ほの国森づくりの会などから構成されるワーキンググループを通じて情報共有を行い、関係者の主観的な取組を推進するほか、運営を見越した効果的な整備に寄与できることを目的にし、検討しているところでございます。

設楽町として、令和4年度より、令和3年7月に策定された基本構想をもとに、公募型プロポーザル方式を実施し、基本計画策定支援、民間活力導入可能性調査

業務を進めていただき、地域振興を早期に進めていただきたかったが、国土交通省より、設楽ダム建設工期の延伸が発表されたことに伴い、本工事完了に合わせた同時期の供用開始を目指すこととなり、スケジュールが見直されました。

現段階のワーキンググループの活動としましては、まず、メンバーが設楽町を知ることがテーマにし、設楽ダム模型見学、山村都市交流拠点施設建設予定地見学、基本構想図策定に関わる意見交換会、設楽町の魅力を学ぶ会など、様々なテーマを掲げ、活動しております。このワーキンググループの活動で得られた成果を基本計画策定に生かし、施設などが位置づけられていくと考えております。

山村都市交流拠点への上下水道の接続については、早い段階で東三河広域連合と連絡を取り合い、進めていきたいと考えております。

上下水道の接続については、施設の用途や規模、利用人数など、ある程度の条件を決めていただき、設楽町側が設計等を含めた動きができるように呼びかけ、できる限り効率的に敷設工事化を進めていきたいと考えております。

また、敷設工事に際しては、付替町道平野松戸線や付替県道瀬戸設楽線の道路下への埋設となりますので、設楽ダム工事事務所の道路工事の進捗状況を情報共有し、進めていきたいと考えております。

以上です。

4 原田(直) 私、何でこんな質問したかという、令和8年度に付替県道の瀬戸設楽線の一部供用をするというふうなお話を聞いてます。そのためには、もうあと7年度と8年度と、2年しかないわけですね。その間に、ある程度、今、企画ダムの課長が言われたような、管を入れたりとかそういうこともやらなければいけないということなので、そこら辺を、絶対付替道路の供用開始が遅れるようなことがあってはならないというふうに私は思うので、そういう質問をさせていただきました。で、そこら辺に向けて、もう一度その決意だけちょっとお聞きしたいと思えますがいかがでしょうか。遅れることがないということの決意だけ聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画ダム対策課長 その点も含めまして、早急に広域連合の事務局と打合せをし、予定どおり、一部供用ができるような形にお願いしたいということを訴えていきたいと思えます。

4 原田(直) ぜひ、それだけは守っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に移ります。

私は、先ほど言いましたけど、東三河の小学校5年生、6年生、どちらの学年でも良いんですけども、全員の子供たちに建設中のダム工事現場をぜひとも見学してほしいというふうに思っています。土屋町長から、何らかの機会に東三河の各首長さん方に呼びかけていただきたいと思うのですが、東三河広域連合はあんまり動きがないみたいですので、その辺、ぜひ町長のほうから動いていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長 働きかけはもちろんしてまいります。令和6年度においては、設楽中学校の3年生及び田口小学校6年生を対象に、工事事務所の主催で出前講座ということで実施をしたというふうな経緯もあります。そういったことで、水の大切さであったり森林の持つ機能であったりということも含めた、山村交流拠点施設ということでありますので、ダムの本体の、今しか見られないところでもありますので大

変い機会だと思えます。働きかけはしていきたいと思えます。

4 原田(直) 今見ていただくと、拠点整備ができた後でもリピーターとして来ていただけるようなことが必ずあるというふうに私は思いますので、ぜひ、町長の力をいかに発揮していただけたらと思えますのでよろしくお願い致します。

次に移ります。用地造成が完了する予定の令和8年度から建物建設までの間、更地のままにしておくのはもったいないというふうに思っています。先ほど広域連合の答えは言いましたですけども、町として有効利用を考える必要があると思えるんですけど、その点についてどうでしょうか。

企画ダム対策課長 早い段階で更地を利活用して、設楽夜市のようなイベント開催や、設楽ダム見学ツアー特別版などのような、今しかできないような取組ができるよう、東三河広域連合へ働きかけたいと考えています。

いずれにせよ、山村都市交流拠点施設整備のスケジュールが見直され、更地のまま利活用されないのであれば設楽町からも利活用できるようなことを呼びかけていきたいと考えております。

4 原田(直) 東三河広域連合は何もやる気ないよというお話だったです。ぜひ、設楽町が有効利用を考えていただいて、広域連合、何とかせよという発破をかけていただけたらと非常にありがたいなと思えますので、よろしくお願い致します。

次です。令和9年度から民間活力導入可能性調査及び基本計画の策定に入る予定です。今までのスタンスで言うと、建物を、宿泊施設を建てるとか、そんなような概略の要望的な部分は出していたような気もするんですけども、そろそろ設楽町として、この2年間ぐらいで整備内容の要望をまとめていく必要があると思えますけども、その辺についてどういうお考えなのかお聞きしたいと思えます。

企画ダム対策課長 山村都市交流拠点施設に限るものではありませんが、アウトドアカレッジなどで住民や関係団体とダム周辺整備に関して意見交換会をしているところであり、今後もこの場で得られた意見を踏まえながら、町からある程度具体的な整備に対する要望としてまとめていきたいと考えております。

なお、設楽ダム建設同意に関わる確約事項に基づき、引き続き、水を通じ、下流市町と交流を深めることができるような施設整備をしていただけたらよう、東三河広域連合に働きかけていきたいと思えます。

4 原田(直) 今の答弁、そのとおりでというふうに思えるんですけども、具体的な部分について、例えば、来年度予算をとって考えていくとか、その辺についてはまだ考えてないという理解でよろしいのでしょうか。

企画ダム対策課長 現段階では、具体的なことは予算はつけておりませんが、例えば、夜市の会場を更地の部分にするとか、そういった工夫を考えれば、予算を使わずしてできる方向性は見いだせるんじゃないかなと考えておりますので、よろしくお願い致します。

4 原田(直) ぜひとも、計画ができてしまってから設楽町の要望を言ってもなかなか受入れていただけない部分は多いと思えますので、できる前に、ある程度方針を練って、東三河広域連合のほうへ要望していただけたらなと思えます。

次の質問に移ります。

「設楽町観光協会の活動状況等について」に移りたいと思えます。

土屋町長は常々、町の活性化のためには交流人口の増加が欠かせないとの話をされています。そうしたことから、アジアジュニア・ユースオリエンテーリング

選手権や世界ラリー選手権（WRC）など、国際的なイベントも開催して、町に人を呼び込もうとしています。

一方で、昨年6月には設楽町観光協会を一般社団法人化して、町内観光の活性化も図ろうとしています。一般社団法人化して、設楽町からの補助を少しでも少なくする努力をしていただけることは大変良いことだと理解していますが、設立から1年が過ぎようとしている今日、課題も見えてきているのではないかと思います。

そこで、一般社団法人化したときの事業計画に記載されている事業を中心に、活動状況と課題、今後の展望について、町として観光協会の状況をどう捉えているのか等を聞きたいと思います。

1つ目として、新規として事業計画に記載された事業のうち、下記の3点の活動状況と課題をどう捉えているのかを聞きたいと思います。

アとして、アウトドア全般を活用した持続可能な観光地域づくりです。レンタサイクル事業の開始、ツアーの実施を目指す、の状況と課題はどうでしょうか。  
産業課長 はい、では産業課よりお答えいたします。

まず、アですね。これにつきましては、昨年6月の法人化以降、電動自転車サイクリングツアーについては、計7回実施しております。

設楽ダム工事現場の見学をはじめ、駒ヶ原エリアだとか、与良木の隧道だとか、そうしたところ、季節に応じた多様なコースを企画立案しておりまして、地域資源の魅力を最大限生かすとともに、都市と農村の交流を図る機会を創出しているところでもあります。

併せて、食事や体験、おみやげを組み合わせることによって、関係する町内事業者と連携をするということをしておりまして、地域が活性化するよう創意工夫に努めているところでもあります。

ちなみに、一部のツアー参加者の方々は、リピーターとして複数回御参加いただいております。今後もこうした自然体験、地元体験プログラムをきっかけにして関係人口を創出していければと思っております。

以上です。

4 原田(直) はい。その点について理解しました。

次です。イとして、観光資源の高付加価値化推進事業です。

将来的なインバウンドを見据えたモニターツアーの実施状況はいかがでしょうか。欧米豪をターゲット、来客者数より1人当たりの消費額を増やし、高付加価値化を図るについて、どのような状況でしょうか。お聞かせください。

産業課長 お答えします。インバウンド需要を取り込むためには、多言語対応など、受入れ体制を整えることが不可欠であります。ですが、当方ではまだこれに関しては、なかなか難易度の高い事業だという認識でおります。まずは、高付加価値の意味、つまり、顧客のニーズを満たす価値を提供することで従来の商品やサービスよりも高い価格で販売できるようにすること。これをどのように実践するのか、またできるのかを理解しつつ対策を考えていく必要があると考えております。

当方のような地域におきましては、公共交通機関を初めとするアクセスの問題、それから富裕層に向けた宿泊代や入場料などを設定できる受入れ施設がなかなかないなというようなところ。それから、駐車場代を設定しても相応の利用が見込めるような施設が少ないことなど、観光を振興策とする他の地域に比べて、や

はり観光資源のインパクトとしては若干弱いこと。それから、各所の価格設定が低かったり、また難しかったりするというのが現状だと捉えております。

課題の克服は、こうしたものはなかなか容易ではありませんけれども、集客が増えることを優先して、期待して、安易に値下げをするということではなく、価値に見合った価格設定をしていくということを考えていかなければ、それが必要であるという認識であります。

そういうことで、引き続き、観光協会とか地域の事業者等との連携を重ねまして、バランスのとれた商品展開、事業展開を図るとともに、付加価値の高い地域資源の醸成に向け、進めていきたいと思っております。

なお、インバウンドに関する事業としましては、本年の8月にアジアジュニア・ユース選手権大会・設楽町合併20周年記念オリエンテーリング大会が開催されまして、最大200名の訪日客を受けることになります。

また、この10月には、したらオリエンテーリングフェスタが開催されます。

町観光協会は、昨年夏に念願の第3種旅行業の資格を取得しておりまして、関連する宿泊や、交通関係の手配を進めているところであります。本町における実質初めての本格的なインバウンド受入れと言えるような形になるかと思っておりますけれども、十分な準備と心構えをしなければと思っております。引き続き、関係機関等との連携、地域住民への理解醸成などに取り組んでまいります。

以上です。

4 原田(直) これを読んだとき、観光協会、確かに立派なってというか、目標を立てていただいとると思うんですけども、なかなか難しいなというふうに実際思っておったんです。アジアユース大会だとかそういうの見込んでいるということなら話分かったんですけど、頑張って、ぜひともやっていただけるように応援していきたいなというふうに思います。

次です。ウとして、SDGs 持続可能な観光地としての事業商品化についてです。

令和16年度設楽ダム完成を見据えたダム湖周辺、山村都市交流拠点施設の活用を見据えた商品プログラムの造成状況はいかがなんでしょうか。お伺いします。

産業課長 お答えします。設楽ダム工事現場は、言うまでもなく日々その姿を変化させておりまして、当地域にしかない資源であるとともに、そのときの状況はそのときにしか見られないという貴重な存在、位置づけでもあります。その活用については、設楽ダム工事事務所と都度連携させていただいております。重点的にツアープログラムのほうを実施させていただいております。電動自転車サイクリングツアーやまち歩き企画で活用しているほか、明日になりますけど、20日には地域の皆様を対象とした「設楽ダム工事現場を見学してスリランカカレーを食べよう！」と銘打った体験プログラムと、ダム建設に関わっておられるスリランカの方々などとの交流となる試食会のセット企画を開催することとして、地域のほうへ回覧周知させていただいております。現時点でその予定数量をほぼ到達するような勢いの申込み頂いているということで大変ありがたいところであります。

先ほど、企画ダム対策課長が説明しましたような取組との連携も含めつつですけれども、山村都市交流拠点施設に係る取組については、観光協会が奥三河地域

随一の第3種旅行者であるという特性を生かして、自然体験プログラムとして継続的に展開し、施設の広域連携的な活用なども含めて広く考えていきたいと思っております。

以上です。

4 原田(直) これから先のことを見込んでやっていただけるのも大切なことだというふうに理解しています。この点については、また後ほど最後に質問したいと思っております。

2つ目です。主な継続事業として記載された内容についての実績と課題についてお伺いしたいと思います。

アとして、ガイド事業です。奥三河ふるさとガイドの活動支援、スキルアップ講習会の開催について、実績と課題はどのように捉えているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

産業課長 ガイド事業については、2か月に1度、定期的に奥三河ふるさと会の定例会のほう開催しております。情報共有、情報交換などを行っております。この事業は、法人化前の任意団体の頃から継続して行っているんですけども、設楽の巨木マップの作成とか、巨木展の出張展示、これ、県図書館のほうとか、のんほいパークとかお邪魔させていただきましたけれども、こうした地域への誘客事業を行いました。これらは当初見込んでいたような予想以上の大きな反響のほうをいただきまして、ガイドの皆さん共々大きな自信となっているところであります。

経験豊富なふるさとガイドさんが多い一方で、全体的な高齢化が進んでいるというところであります。次世代の担い手の育成が課題となっております。今後も引き続き、情報交換などは継続的に進めていくんですけども、次世代ガイドの発掘や育成に向けて連携強化を図っていかねばと考えております。

経費面です。経費面についてですが、ツアーの実施が協会の収益につながるよう、ツアーガイドの料金を、従来5,000円だったんですが、これを6,000円に見直しました。本人手当との差額1,000円を収益に充てるという形にさせていただいて、安定経営につなげていっているところであります。この料金改定は、本年度行ったところなんですけども、ガイドとしての価値を高めるためには、ガイド料金ももう少し高くてもいいんじゃないかというような声も実は一部にはあったところなんですけども、そこを上げてしまうと、その分ツアー代金に反映することになるなど。高く設定することになるなどというところがありまして、そういう面が、地域を訪れる方々のニーズに合致するのだろうか、リピーターの確保に影響が出ないのかというような懸念や不安材料が当然出てくるというところであります。今後、また何らかの見直しが必要かもしれませんが、時期としては、今すぐ見直すということはありません。変わったばかりなのでそうはないんですけども、将来に向けたさらなる高い付加価値の実現に向けて、また、ガイド自体のさらなる質の向上も含めて、引き続き考えていく必要があると考えております。

以上です。

4 原田(直) この点についても最後のところでお話をさせていただきたいと思っております。

次に、イとして、公共交通機関利用促進ということで、「設楽ダム見学とまち歩き」の企画の継続販売についてです。

設楽ダム工事事務所と連携、路線バスを利用した着地型企画として年間計7本の実施予定でしたけど、その実績と課題はいかがでしょうか。

産業課長 お答えします。この企画につきましては、今年度も昨年同様に7本実施することができました。東海道線沿線のお客様など、田口新城線を利用して、多数御参加いただいております、交流人口の拡大及び公共交通の利用促進に多少なりとも寄与することができたかなと思っております。

当日は、ダム見学に加えてお昼御飯として設楽ダムカレーを出したり、また、立ち寄り先として地元商店を紹介させていただくなど、地域への理解とか、消費の拡大にも努めているつもりであります。こうした効果がある一方で、路線バス利用促進のための事業を受託しているということから、観光協会の販売手数料という面ではそういうものを設定できず、収益事業という意味合いではなかなかまだ難しいところがあるなというところがあります。そのままではなかなか持続可能な事業にはなっていないなというところもありますので、こうしたツアーに関して積み上げましたノウハウとかを生かしながら、自社製品として組んでいくという形での今後の販売もこの中に組み入れるなど、そうした仕組みづくりについても、含めた計画を考えていかねばと考えております。

以上です。

4 原田(直) 次です。この間、予算委員会の中でもちょっと質問があったんですけども、観光協会の一般社団法人化になってからの収支について、どのような状況になったのか。この間お答えを頂いたので、ある程度理解したので簡単でいいので、もう一度ちょっと説明いただければと思います。

産業課長 繰り返しになるかもしれませんが、公益性や社会貢献を重視するという一般社団法人の趣旨があるんですが、その下で運営を円滑に進めるため、また将来にわたり持続的に活動を展開できるよう、様々な企画やツアーを行っております。新規収益事業、旅行業関連ですけれども、現時点で約20万円の収入となっております。収益性をさらに高めるためには、まだ地域には活用すべき体験プログラムの数が少ないので、まずはその体験コンテンツを充実させることを優先的に行いたいと思っております。

参加者の大半が日帰りであることから、中長期的に宿泊者数をいかに増やしていくか、いかに地域にゆっくりと滞在していくかが課題になってくると思っております。

今後は山村地域という特性を生かしまして、都市と農村の交流促進ツアーや自然体験プログラムといった商品を積み重ねて、一つ一つ課題が出てくると思うんですが、そういったことをクリアしていきながら、安定的な収益を確保することを目指さなければと思っております。

以上です。

4 原田(直) はい、最後の項目になります。新規事業の可能性についてお伺いしたいというふうに思います。

今、どこの市町村行っても、視察に対する対価として資料代等を請求されます。私は、建設中の設楽ダムの掘削状況やコンクリート打設の状況を見学したい人はかなりいるというふうに思います。そこで、施設完成までの山村都市交流拠点施設用地を利用したツアーなどの企画——さっき体験プログラムというようなお話もありましたですけども、を企画してほしいというふうに思っています。

今まではスポット的に前町長さんが設楽ダム展示室や福田寺の信玄塚、ダムの工事現場を案内してきていただいているような状況がありましたですけど、年間を通して受け入れるような体制をとっていただきたいなという思いで今までいろんな質問をしてきました。

そこで、これからの質問内容として、観光協会の事業として、今これから質問する内容を町として指導していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうかということ。

アとして、年間を通して、設楽ダム見学ツアー、有償でいいと思うんですけど、企画実施をしてほしいと思うんですけども、その辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

産業課長 はい、お答えします。まず、この新規事業実施の可能性自体についてですけども、山村都市交流拠点施設用地に関しましては、施設完成までの期間限定の貴重なスペースでありまして、またこれから下流域の皆さんの意識も一層、高くなってくると思いますので、ここを活用した自然やアウトドア体験のプログラムの造成、販売について、積極的に取り組んでいかなければと、おっしゃるとおり、取り組んでいかなければとっております。単発イベントで終わらせることなく継続していくことが最も重要でありまして、観光協会の貴重な収益事業として、対価に見合った内容の体験プログラムツアーを造成していかなければとっております。

そういう中でのアですけども、年間を通しての見学ツアーということですが、季節の移り変わりに合わせて風景、景色が変わるダム見学は、当地域にしかないコンテンツでありまして、貴重な観光資源として定期的にツアー等に取り組んでおります。ですし、当然これからも、事業の柱となっていくものだと思っております。今後も対価に見合った価格設定を行いつつ、着地型商品、ツアーとして積極的に実施していきたいと思っております。

今後の課題なんですけれども、これをいかに収益につなげていくか、高い付加価値をつけていけるかという点があります。

例えば、見晴展望台に誰でも入ること、それから広報展示室を無料開放していること、これについては、現状の対応としてはやむを得ないことだと思いますけれども、収益の面から見ますと、地域資源の有効活用というのはまだ十分ではないな、もったいないなという認識でございまして、ツアー商品としての熟度を上げていくことが必要ではないかと思っております。

例えばですけども、町観光協会のプログラムに参加すれば、それらの場所も含めて、細かいところまでの見学が可能になりますよと、専用ガイドもつきますよというような、一定のラインを設けること。ダム工事事務所側の同意も当然必要になるんですけども、そういう御了解も頂きながら、具体的に進められるようになりましたら、観光協会事業として高い付加価値のついたものにつながっていくかと思っております。

まずは地域、それから、ダム建設の現状を知っていただくことが、今の段階では第一ですので、無料開放となっているという現状はもちろん理解したうえでですけども、次のステップとして、先ほどのもうかる農業じゃないんですけども、もうかる観光事業を意識していくことが重要だと考えております。

地域に訪れた方々が、町内で消費することを促進していくことは、商工振興全

体の課題として重要なんですが、地域にお金を落として食事やお買物を楽しんでいただいてこそ、地域が恩恵を受けて、観光事業としても成立するということから、確実に地域に消費を促すことのできるプログラムの質を高め、継続的に実施していくように取り組んでいきたいと思っております。

観光協会、この2年間、公共交通利用促進企画として、設楽ダム工事現場見学とまち歩きに取り組んできましたけれども、先ほど申し上げましたように、協会の利益には結びついておりません。また、町としては、事業予算全体の見直しの中で、協会への補助金の削減を継続的に検討を実施していかなければならないというような必要性もあります。こうした状況におきまして、協会として持続可能な運営のために収益事業を充実させる必要性というのは強く感じているところです。法人化を果たしまして、収益事業がスタートしたという今こそ、これを継続発展させていくことが重要だというふうに認識しております。

もう一つだけ、なお、というところですが、こうした姿勢を持って取り組んでいくことについて、先ほどの御質問にありますように、町が指導するというようなとらえ方もあるんですけども、このスタンス、今までのようなスタンスで構えていくと、従来そのままの従属的、組織的な位置関係に、立場になってしまうのかなというように思うところも実はあります。観光協会を、むしろ民間だからこそできることに取り組むという、そういう目標、目的を持って、意思を持って一般社団法人に移行したという経緯を踏まえますと、指導というか、町から提案するというようなとらえ方でいきたいなというふうに思っております。そうした姿勢を持って、観光協会がより自発的、主体的な活動するよう促しながら、町と協働していくと、そういったイメージで取り組んでいければなという意識でありますので、ちょっと蛇足ですが、そういう考えであります。よろしく願いいたします。

以上です。

4 原田(直) 課長にいっぱい説明していただきました。ツアーガイドの話もありました、付加価値という話ありました。そういうことで、しっかりしたツアーガイドをつけて説明することによって付加価値が生まれてくるんじゃないかなと私思っています。そういうことの募集とか、講習をぜひ、この2年間ぐらいで実施をしていただいて、そういうことに対する付加価値をしっかりつけていただきたいと。私も言葉悪かったですけど、指導という言葉はあまり使いたくなくて、実際は協働でやっていただきたいと、町と一緒に考えてやっていただきたいというふうに思っていますけれども、そういうことで、どう考えてみえるのかちょっとお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長 はい。現状を踏まえながら、少しでも広がっていくようにということで、重ねての説明はちょっと省かせていただきますが、議員の言われるような形で取り組んでいければと思っております。

4 原田(直) ぜひそういう企画があれば、私自身も暇なときはぜひ応募して、一生懸命そういうことには参加していきたいなというふうに思っています。

最後ですけど、町長、ぜひ、こういうことを実現に向けて、さっきも協働というお話があったんですけど、やっていただきたいというふうに思うんですけど、その辺の決意をお聞き返して私の質問を終わりだとたい思います。いかがでしょうか。

町長 はい、いろいろ御質問頂きましたが、私、この観光協会の法人化というのは物すごく自分でやりたい事業でしたので、意思を持ってやりました。私、公約の中に、観光行政を充実して交流人口の増大というのを掲げております。

私も議長のとときに、以前の観光協会の会議に出させていただきます。充て職という失礼ですけども、議長であったり、商工会長さんであったりということをやっておったわけですが。

もっと、今、本当にこうして人がたくさん来ている状況の中で、御商売されている方だけじゃなくて多くの方が、人が来るところでいろんな可能性があってチャンスがあるということを知っていただきたし、参加をしていただきたという思いを持って観光協会を法人化をさせていただきます。

で、もちろん、議員も言われるとおり、そうした中で補助金が減っていけば、そんないいことはないわけですが、私そこにあまり重きを置いておるわけではありませんので、結果として補助金が減額すれば、それはいいなとは思いますが、そうじゃなくて、仮に増えても将来につながるということであれば、私は町としてお金を出してでもやっていくことだというふうに思っておりますので、これからは少し、一生懸命、今、観光協会がやっていただいておりますので、その中で多くの町民の方がもっと参加をしていただけるような状況をつくっていききたいなと思っております。

4 原田(直) 町長の決意を聞きましたので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 これで原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。4時5分まで休憩をとりたいと思います。4時5分でお願いたします。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時05分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に5番、金田敏行君の質問を許します。

あ、ごめんなさい。6番でしたね、失礼いたしました。

6 金田(敏) 大変お疲れだと思いますが、私で終わりですので、最後までよろしくお願いたします。

私の質問は、LEDに関する設備についての質問をさせていただきます。一問一答方式で質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、私ごとの都合で予算委員会に出られなかった点がありまして、重複する質問があるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

令和5年、2023年11月にスイスで行われた、水銀による健康被害や環境汚染を防ぐため、水銀の使用や排出を国際的に規制することを目的とした水銀に関する水俣条約の締約国会議で、2027年末までに蛍光灯の製造禁止が決まりました。そこで、日本政府も法令改正を閣議決定され、令和6年2月に経済産業省および環境省の連名で各都道府県ならびに政令指定都市への事務連絡も出されていることから、設楽町当局も御承知のことと思われます。この締約国会議の加入者国数は147か国にもおよび、地球規模の国際会議であります。

御存じのとおり、水俣病は工場などからの排水に含まれるメチル水銀化合物を吸収した魚を人間が食べることにより起こった神経疾患で、大変大きな問題となりましたことは皆さん御承知のことと思います。

製造禁止までの時系列では、2025 年末までに電球型蛍光灯が、2026 年末までにコンパクト型蛍光灯が、そして 2027 年末までにすべての蛍光管の製造禁止が記載されております。

我が国のカーボンニュートラル行動計画は 2030 年が目標でしたが、この計画を 3 年程前倒して進めることになるのではないのでしょうか。設楽町のみならず各自治体としてはタイムリミットが迫っている今日、早急に対象施設ならびに照明機械器具数を把握し、対策を検討する時期に入っていると思いますので、町当局のお考えを以下のように一問一答方式でお聞きします。

最初に、LED 照明に改善しなければならない町内の施設の把握は出来ているのか。総務課所管のみでなく、各担当課で出来ていれば、その施設はどこであり、また蛍光管が使用されている数が分かれば教えていただきたいと思っております。

以下によって第 1 回目の質問を終わり、席を変えて質問させていただきます。

[金田敏行議員質問席へ移動]

総務課長 はい。それでは、1 点目の質問について御回答させていただきます。

まず、町内にある公共施設の合計でございますが、146 の施設があります。そのうち完全に LED 化されている施設ですけど、下水の最終処理場、津具と名倉の農業集落排水の最終処理場、八橋斎苑の 4 つの施設だけでございます。それ以外の 142 施設は、LED 化が必要な施設となっております。

それでは、それ以外の施設でどのくらいの蛍光灯が使用されているかですが、現在のところ、各担当課で調査中ではありますが、なかなか進んでいない実態があります。理由としては、職員が見て、蛍光灯なのか LED なのか判別ができない照明も中にあったりします。例えばカバーがついていてどちらなのか分からない照明ですとか、照明の位置が高過ぎて分からないといった理由で、調査がはかどっておりません。詳しい内容をお答えすることができない状況ですが、把握できている範囲でお答えさせていただきます。

まず、この本庁舎と議場棟、図書館棟、子どもセンター棟では、照明の総数が 643 基あります。そのうち LED 化が必要な箇所としては、132 か所となっております。全体の約 2 割がまだ LED 化が必要ということになっております。

小学校ですと、各学年の普通教室棟は既に整備がされておりますが、中学校では普通教室でも未整備となっております。各学校により、差はありますが、LED 化整備率は小中学校全体で 22% となっております。

1 点目については、以上でございます。

6 金田(敏) 今回の答弁で、目視の確認にはかなりの時間がかかるということでもあるようでしたけれども、実際、目視以外にこういう方法で調べるとか、あるいは、町の一覧表などの書類とか、あるいは帳簿の一覧表みたいなはあるのかなのか。その辺はいかがですか。

総務課長 今回の LED 照明のこの関係について、事後で調査する中で、図面等を広げて見ても、例えば照明の商品番号が振ってあるんですが、それだけではどうしても LED なのか分からない。実際この役場棟でも LED なのかどうか分からない。素人ですので、その辺の判断がつかなくなったりします。古い施設ですと、

なおさらそういったことがありまして、なかなか難しいということで、できる範囲で、皆さん業務をする中で、今おる施設だけならどうにか回ることはできると思うんですけど、町外にいろいろ散らばっておりますので、そこに行って全て調査するというのは、ちょっと非常に難しい。この年度末で非常に難しい、時間的にも難しかったというのがありますので、分かる範囲でお答えさせていただきます。

6 金田(敏) これから先の話ですけども、調査するに、先ほど言われたとおり我々素人じゃ分からない点があると言われてましたが、じゃあこれを外注するようなお考えはあるのかなのか。

総務課長 最終的には、町内のそういった工事ができる業者さんに、実際金額をはじいてもらう必要がありますので、業者さんをお願いして調査のほうお願いする形にはなろうかと思えます。ただ、その場合外注という形で委託に出すのか、それとも業者さんの範囲で、やっていただける範囲で調査をしたもので対応するのか、その辺はまだ決めておりません。

6 金田(敏) やっぱり特に、中学校とか小学校もそうですし、講堂とか体育館とか、どこでも天井が高いところっていうのは、なかなか素人の方で見て判断するのは無理だと思うんです。だから、やっぱりそれなりの機械、要するに足場を持っているような業者に外注しなきゃいけないっていう点も出てくると思えます。その辺は町の考えで、我々がせよとかせんとかは言いませんが、町の考えも入れておいてほしいと思います。また、それもただじゃないものですから、その辺の予算取りの辺もこれから考えていかなきゃならないなと考えております。

次に、現在、当局としまして、この蛍光灯、今現在だったらまだ製造されております。だから切れれば買ってきてすればいいんです。だけど、御存じのとおり、この蛍光灯電気をつけるためには、グロー球という小さい球がありまして、このグロー球というのはもう製造が止まっちゃってるんです、今年、6年度で終わっちゃっている。これが無いと、いくら蛍光灯が立派でも電気付かないんです。だから、これを考えて、今現在、町のほうに蛍光管の予備用の蛍光管が保管されているのか、確保されているのか、その辺をちょっとお聞きします。

総務課長 まず、この役場庁舎ですけど、主に長さの違う2種類の蛍光灯を使用しております。約60センチと120センチタイプ使用をしております。いずれも今現在30本前後の在庫がありまして、年間5本前後交換をしている状況です。そのほかの施設ですけど、ほぼほぼ在庫は持たずに、電球が切れたときに随時、手配をして交換していると。状況がほとんどであります。ただ、津具総合支所では、若干の在庫を持って対応はしておるようですが、もうその数もほとんどないというような状況が確認されております。例えば大きな施設、したら保健センターでは、在庫はほとんど持っていないので、切れたらその都度交換していると、そういう状況で対応しております、今のところ。

6 金田(敏) ということは、持っていないということになりますと、これから先、いろんな緊急時に、どんな事態が発生するか分かりませんが、それに対する対応できているとは言えないと、そういう考えですか。

総務課長 今回の製造中止を受けて、後ほどの質問の中でもちょっとお答えしようとは思っていたんですけど、公共施設管理計画、統廃合だったり地区移譲だったり、そういった公共施設をどうするのかっていう総体的な計画の中で、中には取壊し

というものもあると思いますので、その管理計画を見ながら、製造中止になるまでに主要施設を優先順位をつけて整備のほうを図っていくという方針で、今のところ입니다。

6 金田(敏) 緊急時の対応できているという解釈でいいんですか。

総務課長 はい。緊急時の対応というのがちょっとどういったものか、ちょっと私今イメージできないんですけど。例えば製造中止になってから蛍光管が1本切れました、2本切れましていったときには、例えば、ほぼ使わないところの蛍光管を持ってきて代替するとか、そういった対応もできるのかなと思っておりますが。なるべくそういうふうにならないように計画的に利用の多いところ、優先順位をつけながら、整備を図る中で、施設が全く蛍光管が全部切れちゃってなんていうようなことがないように整備を図っていきたいと思いますけれど。はい、そんな考えでいます。

6 金田(敏) これ、この質問としてこの後に次のところでまた同じようなことをまた聞くんですけども、蛍光灯を球だけ変えればLED使える蛍光灯もあるんです。だけど、本体そのものを変えなきゃ使えないという蛍光灯もあるんです。この辺は御存じだと思いますが、また後から聞きますが、承知だと思いますので、次行きます。

今後、故障した機械を故障したのものから順次交換していくという、そういうお考えなのか。そうじゃなくて、例えばこの施設、この施設、この学校の学校というふうに、計画的にもうごそっと工事をやって交換していくというのか、また、総務課の関係する施設を変える、次は教育委員会の関係する施設を変えるというそういうお考えなのか。そういう計画性はどのような計画を持っておられるのか、お聞きします。

総務課長 今の御質問ですけど、今後故障したらどうしていくのかということなんです。現在の蛍光灯、遅くともあと2年後、2027年の9月末には生産が終了ということで分かっておりますので、在庫がなくなり次第購入ができなくなるという事実がもう今既に分かっておりますので、今後、施設を所管する各課で施設ごとに優先順位をつけて公共施設管理計画のとの整合性を図りながら、計画的に交換のほうを図っていきたくて思っております。どこかの課が、例えば総務課が全て計画的にというのもできないことはないんですけど、施設がもう非常に多いので、それぞれ所管する担当課のほうで計画的にLED化を図っていくということで、今のところ考えております。

6 金田(敏) もう一遍確認です。所管ごとに、各課でその交換を図っていくと、そういうことですね。

では、今日、全国の自治体が一斉にLED化に進むわけですね、当然ですけど。世界的にもLEDをつくるための資材不足に陥る可能性はあり、それによる品薄も大変危惧されると思われれます。少しでも早い着手が大切ではないかと思うんですけども、その辺の町のお考えはいかがですか。

総務課長 はい。今の御質問ですけど、少しでも早く対応できれば、もちろんいいわけですけど、先ほど、ここの役場庁舎棟132か所ということで、全部交換すると約300万ほどかかります。令和7年度予算措置に向けて予算要求はしたんですけど、なかなかちょっと予算のほうの確保が財政厳しいということで、予算のほうが見送られたというような現状もあります。担当者は少しでも早く、そういった

LED化を図りたいということで考えてはいるんですけど、なかなか思ったような進捗が図れないというのも事実ということで御理解いただければと思います。

6 金田(敏) LED化に今変えるには、当然ですけど工事が要るわけですよ。これちょっと教育委員会もちょっと含みがあるんですけども、特に学校関係、これは当然授業中にやるわけにいかんものですから、やるとなると春休み、夏休み、冬休みとか、こういうふうにやらざるを得ない。ですから、それならかなり計画的にやっていかないと、今2年と言われても、私は2年しかないと考えているんです。だから、かなり今から計画でやっていかなきゃいけないと思うんですけど、この辺、教育長、どういうお考えですか。

教育長 教育委員会としては、何よりも早く、財政のほうでつけていただきたいということで、常々お話ししているんですが、こういった厳しい財政の中にありますので、今のところ、中学のほうでちょっと整備率のほうが低いものから、まずはそちらのほうから何とか措置していきたいと思っているんですが、行政全般との兼ね合いがありますので、その中で要求していくしかないなというふうに考えてますが、学校はいち早くやってあげたいとは常々思っています。

議長 失礼しました。答弁者の中に教育長がございませんでしたので、御注意ください。

6 金田(敏) 失礼しました。ごめんなさい。

次に、現在の蛍光灯照明をLEDに交換するには、1か所当たりそれなりの工事費がかかります。私もこの質問をするために、はっきり言っているなどこ調べさせていただきました。そうしたら、もう現在、ある課によっては、もう1か所当たりの工事費等々を見積りをとっている課もあるようです。それを聞いて少しは安堵しましたが、これは全課ではないことは聞いております。そのようにやっているところもあります。ですが、工事費等を今どのぐらいを総務課のほうとしては把握しておりますか。

総務課 はい。現在総務課で把握しているのは、総務課管轄の今ここだけでございます。132か所を改修するのに工事費として302万4,000円の金額をいただいております。1か所当たり2万2,900円ぐらいの単価になろうかと思いますが、いろんなタイプのLEDがありますので、それによっては若干上下はしますが、そんなことで、一応総務課管轄については把握しております。

6 金田(敏) 各担当課長と言っておりますので、教育課長にお伺いします。事前にもう工事費等は調べていると私はそう思っているんですけども、いかほどぐらいの工事費を見積り、機械がありますから全部一律幾らとは言いませんが、幾らぐらいの予算を考えておられます。

教育課長 各学校からの予算要望でLED化の費用は出ておりますが、今の手持ちの資料の中には幾らということが計算はできておりません。各学校での試算は出してあります。

以上です。

6 金田(敏) これは小中全部入っているという考えでよろしいですか。はい。

もしよかったらこの後で結構ですので、資料またはコピーで結構ですのでいただきたいと思います。

先ほども申しました、資材不足による、またあるいは言葉は悪いですけども、一部によっては蛍光灯を買い占めるなんて事態がもし発生すると、これも今のお

米じゃないですけども、LEDの価格高騰が本当に危惧されます。それがありますので、その辺のお考えはいかがですか。

総務課長 はい、今、私の考えの中ではそういった買占めがあって価格高騰になるっていうことは想定の中ではありませんけど、そうなったら困るなという。予算確保をするにも非常に困るなというところでちょっと心配しておるところですけど。そうなる前に、なるべく早く予算を確保、財政サイドと交渉する中で予算確保して、少しでもLED化のほうを図ってまいりたいと考えております。

6 金田(敏) これ、工事費の中にも、いろいろな費用があるんですけども、例えば、今既存の蛍光灯を処分する、これって結構高いんです。それで、これは誰かな…生活課長さんに聞けば分かるのかな、マニフェスト関係分かりますか。そのことでちょっとお伺いしますが、この水銀灯、蛍光灯、水銀が入っております。この水銀を処理するにはどういう産業廃棄物処理の仕方をすればいいのか分かりますかね。

生活課長 申し訳ないです。資料がそろっていませんので。

6 金田(敏) 水銀というのは普通の産業廃棄物じゃないんですよ。特別管理一般廃棄物といって、かなり厳重な管理をして処分しなきゃならないという、高度な技術が要る産業廃棄物なんです。だから、かなり処分費が高騰します。それで、ちょっと御承知おき願います。

で、LEDに交換するためには多額の費用がかかると今言いました。町として、令和7年度予算に全然予算が計上されておられません。これ、先の予算委員会に重複するかもしれませんが、財源がないのは分かるけれども、これを計画的にやっつけていかなきゃならないと思うんですけども、これに対するお考えをお願いいたします。町の考えをお願いします。

総務課長 確かにLED交換するためには多額の費用がかかるということは承知しております。ただ、現在LED交換のみに適用される、例えば補助金等が非常に少なくなってきております。とはいえ、整備に当たって議員がおっしゃるとおり、施設によっては非常に高額、ここでもあと残り300万かかる。あと、保健センターは多分、2階部分がほとんどLED化されてないということで、そちらのほうもかなりお金かかるのでないかなというふうに想像しております。そういったことを考えると、140を超える施設がある中で、それを全てLED化するには、もうかなりのお金がかかるのではないかなと思っております。

そんな中で、今後施設用途に応じた補助金を探しながら、こういった補助金があるのか、数少ない、かなり減っているという情報はあるんですけど、その補助金を活用しながら、なるべく早急にLED化のほうを図るという方針でいますので、御承知おきいただければと思います。

6 金田(敏) これは、政府の閣議決定までされて出てきたものです。国からして全然補助金というのは、国のほうはお考えをあるかないかはよく分かりませんでしょうけど、多少なりとも、少なからず国のほうからもそれなりの予算が、僕は出てもいいと思うんですけども、そういうことの予算要望等々を町長さん、これからお願いしていくお考えはありますか。

町長 今課長のほうから説明がありましたけれども、当初の要求の中には入っていたと思います。入っていたと思いますが、言うと、財調を取り崩せばできます。できますが、私はそれを認めませんでしたので切ってきました。切ってきましたの

で、課の中でいろんな考え方の中でこれを切ってきたということだと思いますが。

私、LEDには少し違和感を持っておったので、以前にも役場の中で指摘をしたんですが。ダムを受入れたときに1億5,000万ずつお金をもらうわけですが、今は1億5,000万円、維持管理費に充当しないとできませんので1億5,000万ずつと充当していますのでほかにお金がありません。ですが当初、最初のうちに、1億5,000万もらうときに、施設が少なかったものですから1億5,000万を全部使い切らない金額だったんですね。そのときに、LEDの費用としてその中から充ててきたという経緯があります。私それを見たときに何でここに使うんだということと言ったら、全部使えということだったのでということなんです。私はそんなことしっちゃ駄目だと言っています。何が起こるかということ、今も言っていますが、探さなくなります。補助金を探さなくなりますので。私は補助金を探してこいと。その上でやりなさいという指示をしておりますので、考えてはいますけども、まずは補助金を探すところからさせたいと思っています。

6 金田(敏) 照明のLED化は、ここ1年、恐らく局面が大きく大きく変わってくると思います。今、町長の考えで、補助金、これをうちの財政だけでやろうと思うのは大変厳しいと思いますので、補助金をやっぱり探してくるという考えを持っておられるというのを聞きましたので、少しは安堵しておりますが、一刻も早く進めていただきたいと思っています。

本年度の予算にこの問題に対する予算計上は全くなかったわけですが、必要性は、私は感じております。LEDに関することによって、現在の蛍光灯からLED化に変えた場合に、利点もあるわけです。何でかと言うと、まず電力の消費量が極端に減ります。大きく減ります。これによって財源といいますか、お金が浮いてくるということも考えられると思うんです。これに対するお考えはどのように考えていますか。要するに、LEDに変えて電気料が浮いてきますので、それに対する考えをどのように考えているのか。

総務課長 はい、議員がおっしゃるとおり、LED化することで電気料を抑えて、結局はそれは財政の負担軽減にもなる、つながるという認識は十分持っております。

6 金田(敏) ですからこれ、LEDに交換するためには金は要るけども、早くやれば、そういう金が浮いてくるよと。私はそういう考えです。だから、早くやって金が浮くほうに持ってたほうがいいんじゃないですかというのは私の考えなんです。その考えと、今執行部の考えは相違がありますかね。

町長 早くやりたいという思いは持っておりますが、まず職員に、いろんな補助金の制度があります。国にもあり、県にもあり、今は民間の団体にも補助金の制度があります。そこを皿のように探すところから始めさせないと。これは必要だから補助金なくても単独の町費でやってしまうんだということでは、私は駄目だと思っていますので。まずそこからやらせたいと思っています。

6 金田(敏) とにかく、私の考えと町長の考え、多少違いがあるみたいですけども。とにかくタイムリミットが迫っております。いつまでものんびりしたことを言っておられませんので、本年度からでも、少なくとも、補正予算の中で調査費ぐらいはつけていかなきゃなと私は思うんです。そういうお考えをまた持っていたら進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで金田敏行君の質問は終わります。

---

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後4時38分